閲覧用

福島市
地域福祉計画

2027
（素 案）

つながり、支え合いの輪を広げて
誰もが活躍できる
共生社会のまち ふくしま



ふくしまんなかCITY



「福島市地域福祉計画 2027」ロゴマーク

福島市の春に吾妻小富士に残る雪形「種まきうさぎ」をモチーフに、地域社会に“種(理念)”を撒くことで、自助(市民)・共助(地域)・公助(行政)の「つながり、支え合いの輪」が育まれ、広がっていくイメージを表現しています。また、「ふくしまんなかＣＩＴＹ」については、“福島市”での暮らしの中心に“福祉（幸福）”が存在し、様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるように、誰もが活躍できる「地域共生社会」の実現を目指すとのメッセージが込められています。

目　次

第１章　計画の策定にあたって　1

1　計画策定の趣旨 …… 2
2　計画の位置づけ …… 4
3　計画の期間 …… 5
4　計画の策定方法 …… 5

第２章　本市の現状と課題　7

1　各種統計データから見た現状 …… 8
⑴ 人口の推移
⑵ 世帯等の状況
⑶ 高齢者世帯の状況
⑷ 町内会加入世帯の割合
⑸ 育児有業者・介護有業者
⑹ 福祉人材の推移
⑺ 保健医療人材の推移（医師数）
2　アンケート調査から見た現状 …… 15
⑴ 人との「つながり」について
⑵ 地域での支え合い・助け合いについて
⑶ 情報収集の方法について
⑷ 孤立・孤独について
⑸ 防犯・再犯防止について
⑹ その他
3　福島市地域福祉計画 2021「令和 6 年度分年次点検」から見た現状 …… 22
4　現状から見える課題（まとめ） …… 23
5　「福島市社会福祉審議会　地域福祉専門分科会」における主な意見 …… 24
参考　各福祉分野の個別計画における共通課題 …… 25

第３章　計画の基本的な考え方　27

1　基本理念（目指すべき地域社会像） …… 28
2　基本目標 …… 29
3　地域福祉の推進イメージ …… 32
4　計画の体系 …… 33
5　計画の進捗管理（年次点検） …… 34
6　生活関連分野との連携体制 …… 35
7　ＳＤＧｓの考え方 …… 36
8　心のバリアフリー …… 36

第４章　施策の展開　37

基本目標１　“ 地域コミュニティの形成 ” を推進する地域づくり …… 38
基本方針１－⑴　一人ひとりの意識の醸成 …… 39

① 地域福祉の意識啓発 …… 39
② 福祉教育の推進 …… 40
基本方針１－(2)　新たな担い手（人材）の創出 …… 41
① 担い手（人材）の確保・育成 …… 41
② 担い手（人材）の魅力発信 …… 42
③ 担い手（人材）間の連携と活動機会の提供 …… 43
基本方針１－(3)　地域コミュニティの活性化 …… 44
① 地域における居場所の確保 …… 44
② 地域における社会参加活動の促進 …… 45
③ 官民連携の推進と先導的技術の活用促進 …… 46
基本目標２　　支援を必要とする人を“共に支え合う”地域づくり …… 47
基本方針２－(1)　安全で安心な福祉の向上 …… 48
① 災害・緊急時の要配慮者支援 …… 48
② 地域福祉を支える基盤の強化 …… 49
③ 自殺、権利擁護、虐待等に関する取り組みの強化 …… 50
基本方針２－(2)　包括的な支援体制の強化 …… 52
① 孤独・孤立対策の推進 …… 52
② 生活状況に応じた困窮者支援の推進 …… 53
③ 地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築 …… 54
④ 重層的支援の推進 …… 55
◆福島市重層的支援体制整備事業実施計画
基本方針２－(3)　地域における社会的包摂の推進 …… 65
① 誰もが安心して自由に生活できる環境の整備 …… 65
② 身近な地域間での連携した取り組みの推進 …… 66
③ 寄附・共同募金・ボランティア等の取り組みの推進 …… 67
④ 再犯防止の推進 …… 68
◆福島市再犯防止推進計画
基本目標３　　誰もが“情報共有”できる地域づくり …… 76
基本方針３－(1)　必要な情報の整備体制づくり …… 77
① 情報収集と分析体制の構築 …… 77
基本方針３－(2)　情報提供体制の整備 …… 78
① 市民に寄り添ったやさしい情報伝達 …… 78
② 相談体制の充実と連携 …… 79
基本方針３－(3)　誰もがつながるデジタル化の推進 …… 80
① デジタルコンテンツ活用の促進 …… 80
② 情報リテラシーの向上 …… 81

第１章
計画の策定にあたって

❶ 計画策定の趣旨

福島市地域福祉計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の基本理念の一つである地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進を図ることを目的として、同法第 107 条の規定に基づき策定された法定計画であり、本市の各福祉分野における共通的な事項を定める上位計画です。

この計画では、高齢者や障がい者、こどもなど、各福祉分野に共通する課題を整理し、重点的に取り組んでいきます。また、“ ひきこもり ” や “ ヤングケアラー ”“ ダブルケア ”“ 孤独・孤立 ” などの複雑・複合的な課題にも従来の制度・分野を超えて対応するため、地域住民が主体的に取り組むための環境の整備や、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備、重層的なセーフティネット支援の推進に努め、地域共生社会の一層の推進を目指します。




情報発信
市役所
共生、学びは無限大
心のバリアフリーの啓発活動
福島市のシンボル「信夫山」
保健福祉センター
社会福祉協議会
情報発信
○○病院
医療機関
幼稚園・保育園
こども食堂
ボランティア活動
地域の見守り隊

❷ 計画の位置づけ

- 本市のまちづくりにおいて最上位の計画となる福島市総合計画の基本的な方針を踏まえ、地域における福祉のまちづくりの視点から、高齢者や障がい者、こどもなどの福祉に関する個別計画に共通する課題を整理し、基本目標・方針を定めることで、福祉分野における横断的な施策の推進を図ります。
- 市民の健康増進について定めた「ふくしまし健康づくりプラン」との有機的な連携を含めた、福祉・保健・医療の一体的な展開に加え、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野とも連携を図りながら、地域特性を踏まえた取り組みを実施していきます。
- 本計画との一体的な展開を図るため、社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」と再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）に基づく「再犯防止推進計画」を本計画に包含して策定しています。
- 福島市社会福祉協議会が策定する「福島市地域福祉活動計画」とも相互に連携を図り、地域福祉の総合的な推進に努めます。

※なお、福島県においては、社会福祉法第108条の規定に基づき、地域福祉の推進を図るための市町村地域福祉計画の達成を広域的な見地から支援することを目的とした「都道府県地域福祉支援計画」として「福島県地域福祉支援計画」を策定しています。

計画体系図

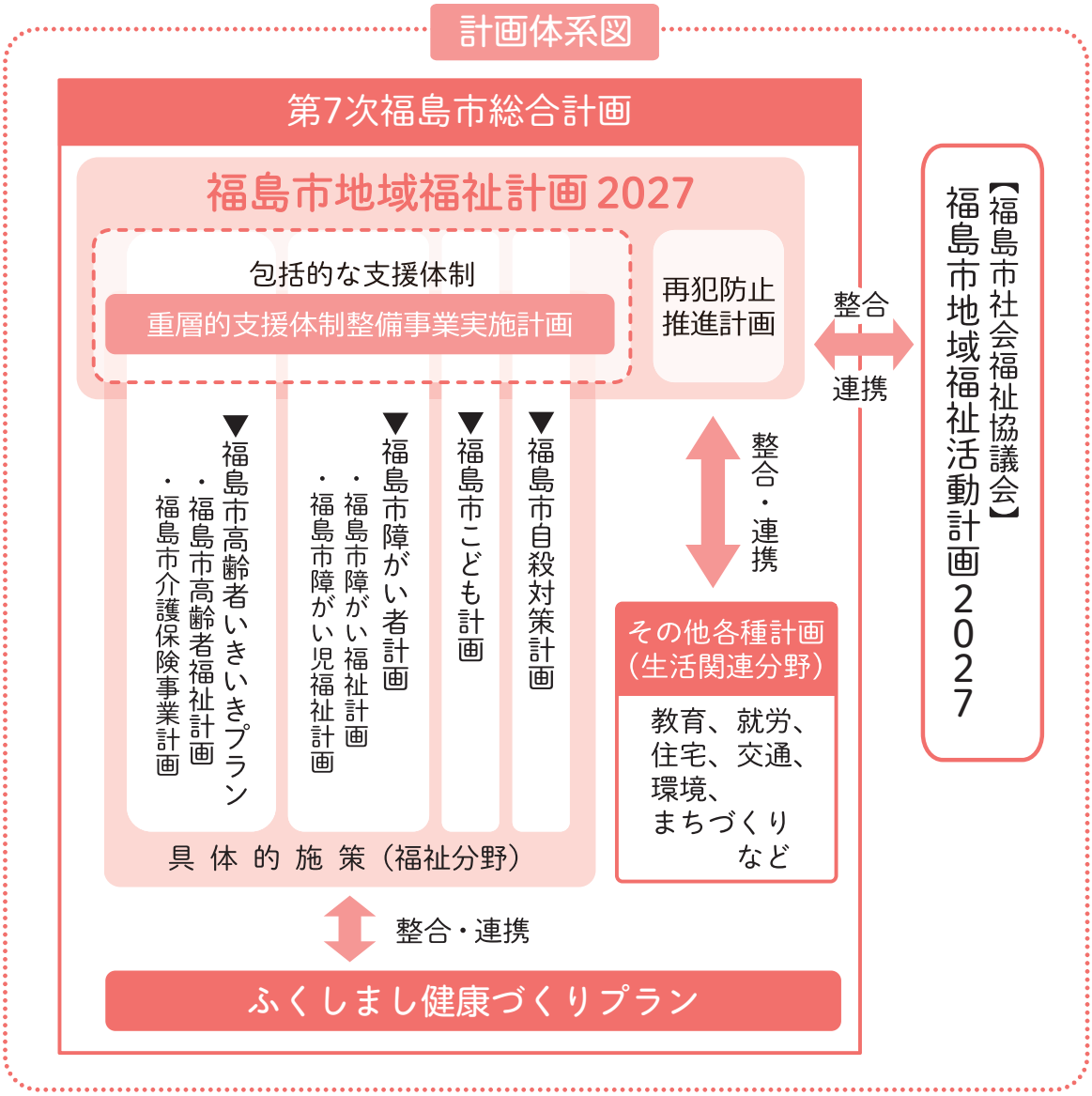

・体系図の計画は巻末 P85 から URL または QR コードでご覧いただけます。

❸ 計画の期間

この計画の期間は、本市のまちづくりの最上位計画となる「第7次 福島市総合計画」との整合を図るため、令和9年度から令和16年度までの8年間とします。

なお、社会情勢などを踏まえて、計画期間の中間となる4年後に内容の見直しを行います。

計画の名称	計画期間（予定）	令和９年度（2027年）	令和10年度（2028年）	令和11年度（2029年）	令和12年度（2030年）	令和13年度（2031年）	令和14年度（2032年）	令和15年度（2033年）	令和16年度（2034年）
福島市総合計画	８年間	第７次（～令和16年度）							
福島市地域福祉計画	８年間	２０２７（～令和16年度）							
福島市地域福祉活動計画	８年間	２０２７（～令和16年度）							

※福島市社会福祉協議会が策定する「福島市地域福祉計画」においても計画期間を８年間として整合を図ることで地域福祉の推進に連携して取り組んでいきます。

❹ 計画の策定方法

計画の策定にあたっては、福島市データブックや市民を対象としたアンケート調査を実施するとともに、学識経験者・関係団体の代表者等で組織する「福島市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会」での審議やパブリック・コメントの実施などにより、地域福祉の状況や課題の把握、意見の反映に努めました。

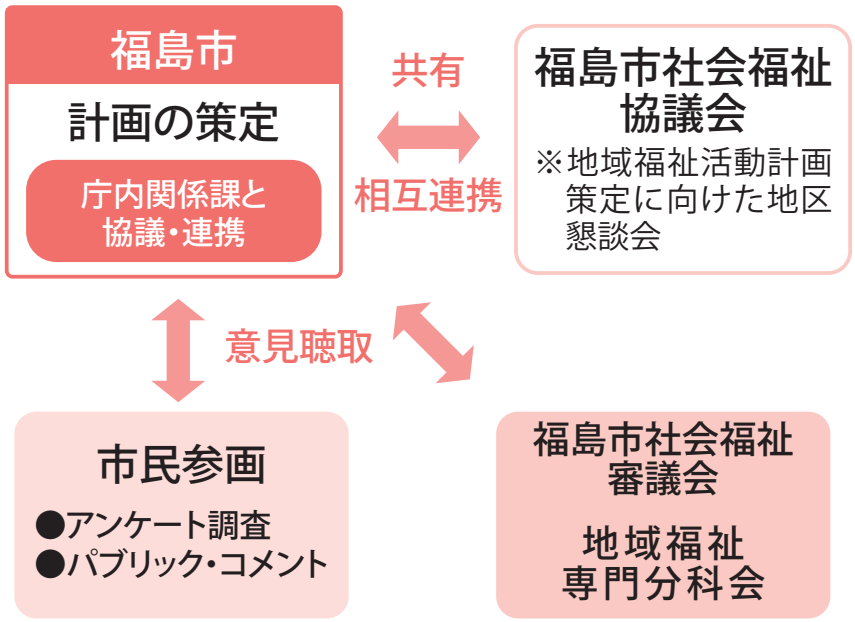

第2章
本市の現状と課題

❶ 各種統計データから見た現状

(1) 人口の推移

年齢別（3区分）人口

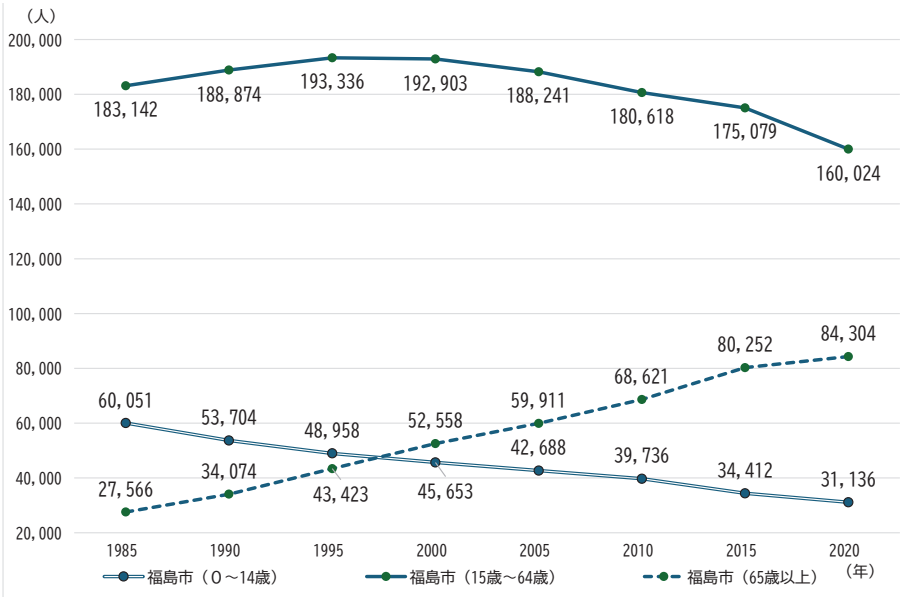

資料：福島市データブック（巻末P88）

高齢者（65歳以上）数と高齢化の現状

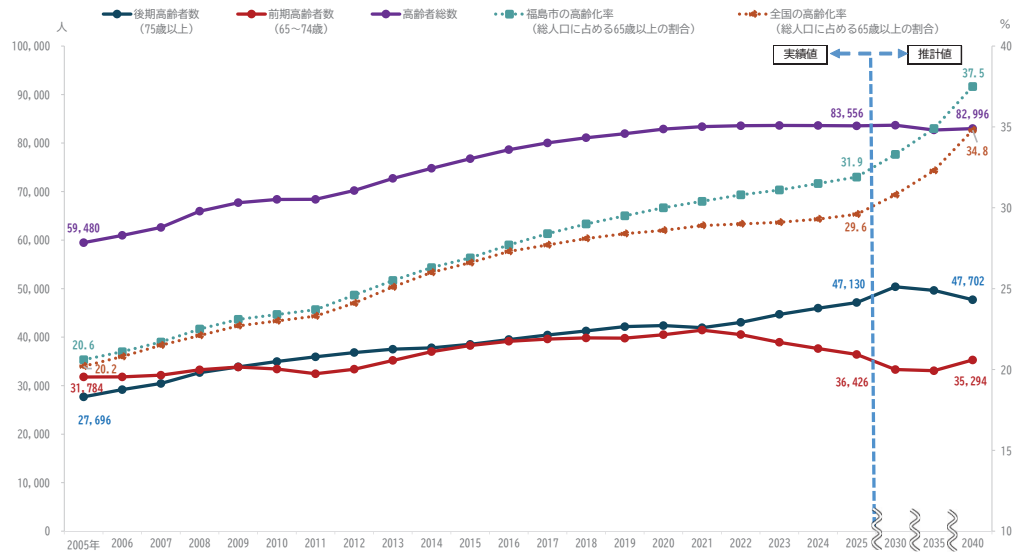

資料：福島市データブック

現状解説

「高齢者割合の増加」

本市でも少子高齢化が進み、老年人口（65歳以上）は、2000年に年少人口（0～14才）を抜いて差は広がり続けています。なお、全国では、2025年(令和7)に団塊の世代※1が75歳以上（後期高齢者）となり高齢者人口がピークを迎えると推計され、さらには団塊ジュニア世代※2が65歳以上となる2040(令和22)年に日本の高齢者人口が全体の約35%を占めると推計されています。

※1「団塊の世代」……1947（昭和22）年～1949（昭和24）年（第1次ベビーブーム期）に生まれた世代
※2「団塊ジュニア世代」…1971（昭和46）年～1974（昭和49）年（第2次ベビーブーム期）に生まれた世代

＼POINT!!／



POINTの見方 データから見る課題ごとに関係する主体に色を付けています。

⑵ 世帯等の状況

人口・世帯数

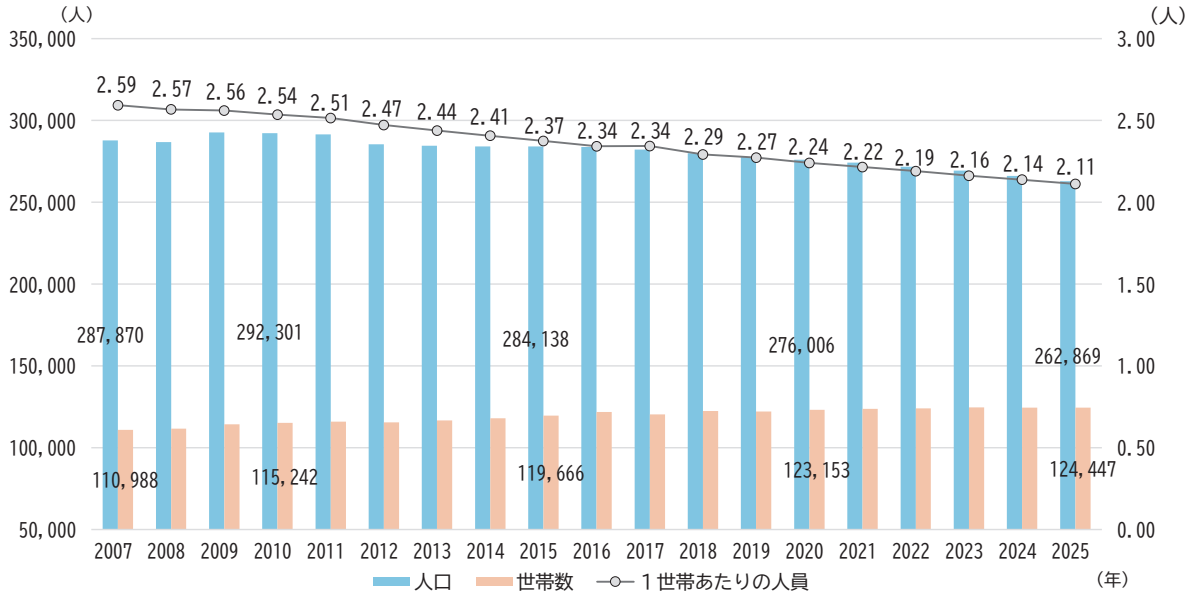

資料：福島市データブック

世帯構成の割合

年度	単身	2人	3人	4人	5人以上	世帯数計
平成22年	34,258 30.4%	30,161 26.7%	21,049 18.7%	16,404 14.5%	10,982 9.7%	112,854 100.0%
平成27年	42,374 34.9%	33,324 27.4%	21,264 17.5%	15,004 12.3%	9,599 7.9%	121,565 100.0%
令和２年	44,664 36.7%	34,440 28.3%	20,759 17.1%	13,834 11.4%	7,958 6.5%	121,655 100.0%
令和７年	46,482 38.8%	35,591 29.7%	19,602 16.4%	12,182 10.2%	5,920 4.9%	119,777 100.0%

資料：国勢調査（巻末 P88）

現状解説

「単身世帯の増加」

１世帯あたりの人員が、令和7年度（2025年）は平均で2.11人と、年々減少傾向にあります。また、各世帯構成に対する割合も「単身世帯」が38.8%と、３分の１以上の割合を占めています。

単身世帯は今後も増え続けることが推測される中、地域との結びつきが薄れ社会的に孤立するリスクが高まることが心配されます。

POINT!!



(3) 高齢者世帯の状況

65 歳以上の高齢者のいる世帯の割合

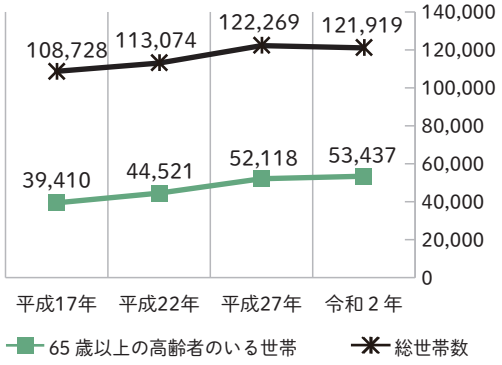

年度	総世帯数	65歳以上の高齢者のいる世帯
平成22年	113,074	44,521 39.4%
平成27年	122,269	52,118 42.6%
令和２年	121,919	53,437 43.9%
令和７年	119,777	53,800 44.9%

高齢者（65 歳以上）単身世帯の割合

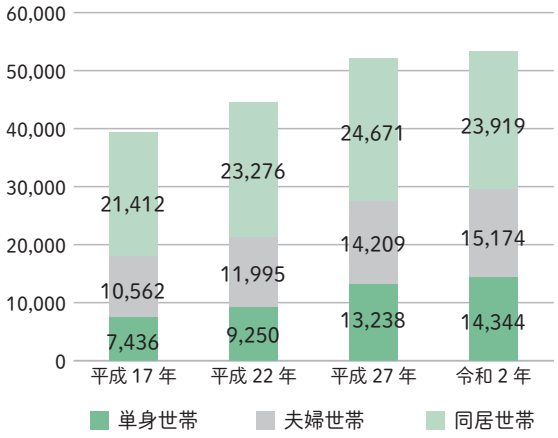

※65歳以上の高齢者のいる世帯の内

年度	同居世帯	夫婦世帯	単身世帯
平成22年	23,276 52.3%	11,995 26.9%	9,250 20.8%
平成27年	24,671 47.3%	14,209 27.3%	13,238 25.4%
令和２年	23,919 44.8%	15,174 28.4%	14,344 26.8%
令和７年	21,549 40.1%	15,998 29.7%	16,253 30.2%

資料：国勢調査

現状解説

「高齢者単身世帯の増加」

総世帯数に占める「65歳以上の高齢者のいる世帯」の割合は、令和7年度で44.9%と、この15年で最も高く、そのうち「高齢者単身世帯」についても平成17年度から比べると約2倍に増加しています。

世帯の小規模化・高齢化により、家族内の支え合い機能や地域との結びつきが低下し、孤立死※のリスクや認知症の進行、介護サービスの需要増などが心配されます。

※「孤立死」…一般的には誰にも看取られることなく息を引き取り、その後、しばらくしてから発見されるようなケース。

POINT!!



⑷ 町内会加入世帯の割合

町内会加入率の推移

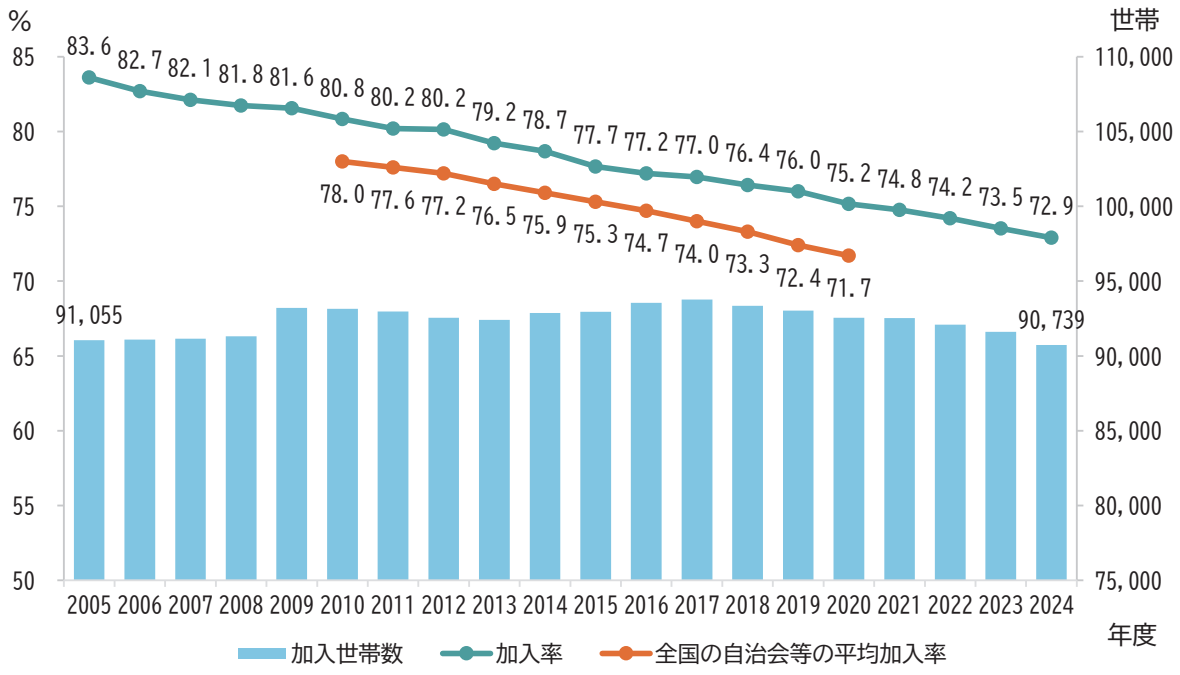

※総務省「地域コミュニティに関する研究会報告を基に作成
※毎年度の自治会加入率を世帯単位で把握している 600 市区町村における自治会加入率の平均加入率（10 年分のみ）

資料：福島市データブック

現状解説

「町内会加入世帯の減少」

町内会の運営や役員としての負担が大きいこと、町内会活動の役割と重要性が認識されていないことなどにより、若年層の加入が進んでおらず、全国的にも年々加入率が低下しています。

個人の価値観も多様化してきているため、地域の担い手確保や地域コミュニティ活動、防災、防犯、地域美化など地域活動への影響が心配されます。



⑸ 育児有業者・介護有業者

育児をしている者にしめる有業者の割合

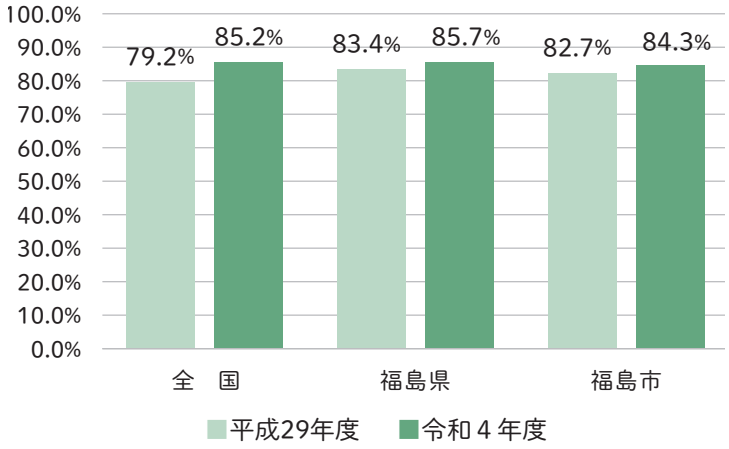

年　度	平成29年度	令和４年度
全　国	79.2%	85.2%
福島県	83.4%	85.7%
福島市	**82.7%**	**84.3%**

介護をしている者にしめる有業者の割合

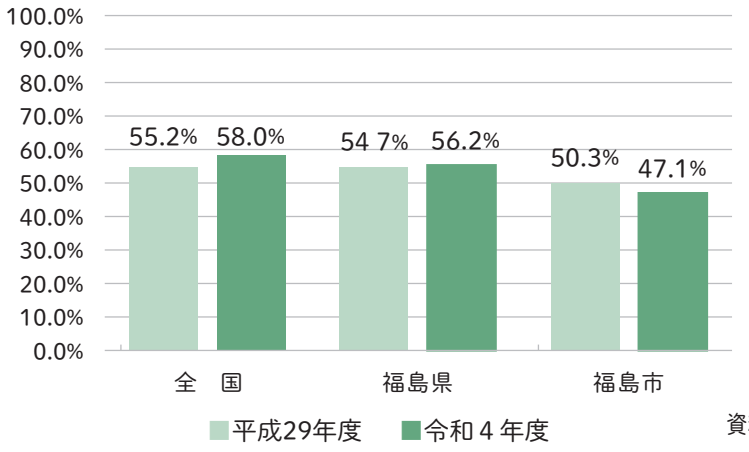

年　度	平成29年度	令和4年度
全　国	55.2%	58.0%
福島県	54.7%	56.2%
福島市	**50.3%**	**47.1%**

資料：令和4年 就業構造基本調査結果（巻末 P88）

現状解説

「介護有業者の減」

育児中の労働者の割合は増加している一方で、介護中の労働者の割合は全国や福島県は増加しているものの、福島市においては減少しています。
介護離職により、家族の身体的・心理的な負担や、家計負担の増加が心配されます。

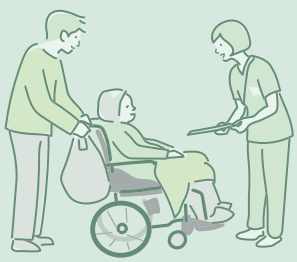



⑹ 福祉人材の推移

介護人材の需給推計（福島県）

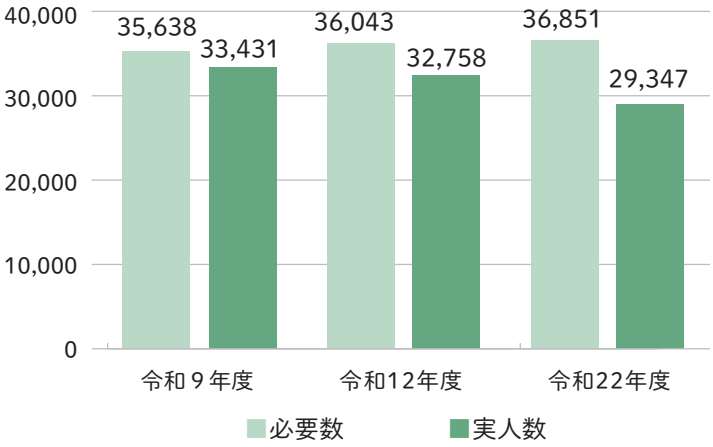

年　度	必要数	実人数	人材不足
令和 9 年度	35,638	33,431	2,207
令和12年度	36,043	32,758	3,285
令和22年度	36,851	29,347	7,504

資料：福島県統計データ（抜粋）

民生委員・児童委員の充足率

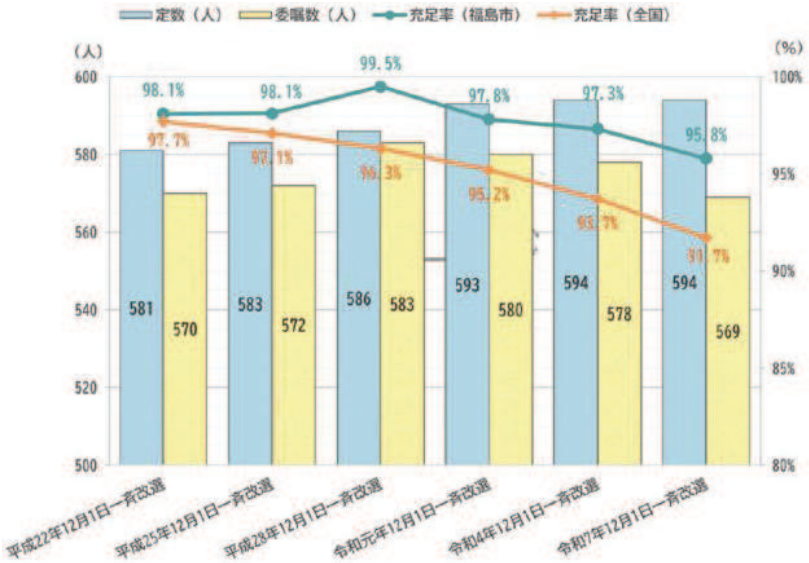

資料：福島市データブック

現状解説

「福祉人材の不足」

介護人材については、県の推計で令和22年度に7,504人の人材不足が生じるとされています。また、ボランティア人材（民生委員等）については、毎年、欠員が生じています。

その他にも、各福祉施設・事業所でサービスを提供する専門人材（職員）に不足状態が確認されており、福祉サービスの維持や今後の需要増に対応できる人材確保への影響が心配されます。



(7) 保健医療人材の推移（医師数）

地域			医師数					人口10万人対医師数				
			H28	H30	R2	R4	R6	H28	H30	R2	R4	R6
全国			304,759	311,963	323,822	327,444	331,092	240.1	246.7	256.7	262.1	267.4
	内診療4科	小児科	16,937	17,321	18,003	17,781	18,009	13.3	13.7	14.3	14.2	14.5
		産婦人科	11,349	11,332	11,686	11,833	11,188	8.9	9.0	9.3	9.5	9.4
		麻酔科	9,162	9,661	10,283	10,350	10,628	7.2	7.6	8.2	8.3	8.6
		救急科	3,244	3,590	3,953	3,913	4,081	2.6	2.8	3.1	3.1	3.3
福島県			3,720	3,819	3,892	3,914	4,162	195.7	204.9	212.3	218.7	238.8
		全国順位						42位	41位	42位	42位	40位
	内診療4科	小児科	215	221	215	222	219	11.3	11.9	11.7	12.4	12.6
		全国順位						41位	40位	42位	40位	40位
		産婦人科	122	128	137	126	125	6.4	6.9	7.5	7.0	7.2
		全国順位						46位	45位	43位	46位	46位
		麻酔科	102	108	107	107	118	5.4	5.8	5.8	6.0	6.8
		全国順位						39位	37位	39位	41位	41位
		救急科	29	34	35	38	46	1.5	1.8	1.9	2.1	2.6
		全国順位						42位	40位	43位	42位	33位
医療圏別	**県北**		1,295	1,331	1,363	1,374	1,540	**265.6**	**277.7**	**292.6**	**300.9**	**345.4**
	内診療4科	小児科	75	82	86	87	82	15.4	17.1	18.5	19.1	18.4
		産婦人科	48	49	53	51	52	9.8	10.2	11.4	11.2	11.7
		麻酔科	38	41	42	44	46	7.8	8.6	9.0	9.6	10.3
		救急科	13	17	15	13	19	2.7	3.5	3.2	2.8	4.3
	県中		1,020	1,048	1,066	1,042	1,111	189.9	197.8	205.2	204.1	222.2
	いわき		561	573	575	596	597	161.0	167.1	172.7	183.0	187.8
	他		844	867	888	902	914					

資料：福島県統計データ（抜粋）（巻末 P88）

現状解説

「保健医療人材の不足」

県北医療圏では、「人口10万人対医師数」が県内で唯一、全国平均を上回っていますが、これは福島県立医科大学の医師を含めて算出しているためで、それを除くと全国平均を下回ることになります。

その他、助産師、看護師等の看護職員も、県の推計では今後大幅に不足するとされており、保健医療・福祉サービスの維持や、医療現場・福祉施設等での負担増による離職者の増加が心配されます。

POINT!!



❷ アンケート調査から見た現状

1　調査の目的

本調査は、「福島市地域福祉計画2027」の策定に向けて、地域やその地域に居住する住民の生活課題を的確に把握し、地域ごとの多様なニーズを計画に反映することを目的に実施しました。

2　調査の設計

項　　目	内　　容
調　査　対　象	令和６年９月末時点の市内在住の 18 歳以上の男女 2,500 人
抽　出　方　法	年齢別按分による無作為抽出
配布・回収方法	【配布】調査票による郵送 【回収】① 調査票の郵送回答 ② インターネット回答（専用フォーム）
調　査　期　間	令和６年 10 月 30 日～ 11 月 20 日
調　査　項　目	(1) 基本属性 (2) 人との「つながり」について (3) 地域での支え合い・助け合いについて (4) 情報収集の方法について (5) 孤立・孤独について (6) 防犯・再犯防止について (7) その他

3　回収結果

項　　目	内　　容
配　　布	2, 500件　※1
回　収　件　数	966件（郵送：711件、インターネット：255件）※2
回　　収　　率	38. 6%

※１　過去のアンケート調査結果から、年代別の回収想定率を設定し、発送数を調整しています。
※２　上記発送調整の結果、本市の年代構成とほぼ同様の回収結果が得られています。

【アンケート調査結果概要】

⑴ 人との「つながり」について

【問】近所の人とどの程度お付き合いがありますか。

選　択　肢	回答者	構成比
家を行き来するなど親しい関係	112	11.6%
1 立ち話やあいさつを交わす程度	608	62.9%
顔を知っているが、声をかけることはほとんどない	133	13.8%
ご近所付き合いはしていない	107	11.1%
無回答	6	0.6%
合　計	966	100.0%

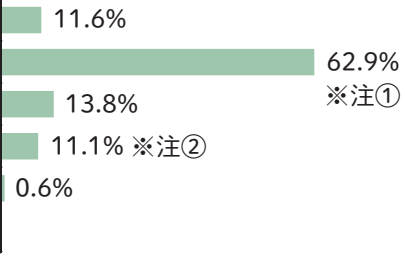

クロス分析の結果

※注①：「立ち話やあいさつを交わす程度」と答えた方の内、75歳以上の高齢者の人数が最も多くなっています。

※注②：「ご近所付き合いはしていない」と答えた方の家族構成別では、単身世帯が29%と割合が高くなっています。

【問】地域の催しや行事、活動などに参加していますか。

選　択　肢	回答者	構成比
よく参加している	121	12.5%
たまに参加している	263	27.2%
あまり参加していない	240	24.9%
1 全く参加していない	331	34.3%
無回答	11	1.1%
合　計	966	100.0%

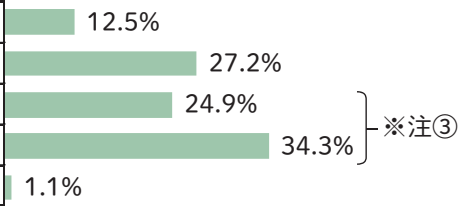

クロス分析の結果

※注③：単身世帯の64%の方が、「(全く・あまり)参加していない」と回答しています。

現状解説

「つながりの希薄化」

近所の人とのお付き合いについて「立ち話やあいさつを交わす程度」と答えた方が半数以上を占め、また、地域活動への参加についても「(全く・あまり)参加していない」方の割合が多くなっています。

地域でのつながりの希薄さにより、孤立死※、生活困窮、ごみ屋敷、虐待などの深刻な社会問題につながる可能性も心配されます。

※「孤立死」…一般的には誰にも看取られることなく息を引き取り、その後、しばらくしてから発見されるようなケース。

POINT!!



⑵ 地域での支え合い・助け合いについて

【問】地域でのボランティア活動に参加していますか。

選　択　肢	回答者	構成比
よく参加している	50	5.2%
たまに参加している	125	12.9%
あまり参加していない	159	16.5%
全く参加していない	613	63.4%
無回答	19	2.0%
合　計	966	100.0%

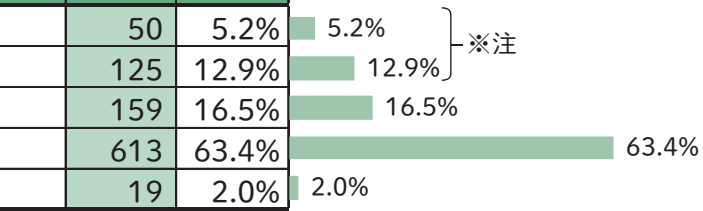

クロス分析の結果

※注：各世代の中でも「(よく・たまに)参加している」と答えた方の内、70歳以上高齢者が30.7%と参加率が最も高く、世代が若くなるにつれて、参加率が低い傾向にあります。

【問】地域の人に支えられた（助けられた）と感じたことはありますか。

選　択　肢	回答者	構成比
ある	400	41.4%
ない	304	31.5%
助けを必要としていない	52	5.4%
わからない	193	20.0%
無回答	17	1.7%
合　計	966	100.0%

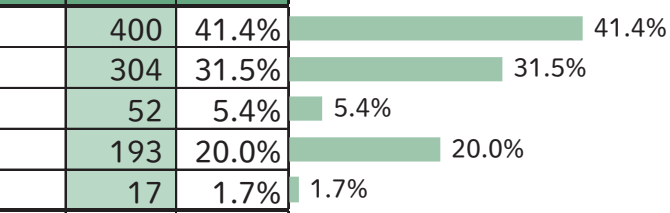

現状解説

「支え合い機能の低下」

地域の人に支えられた経験が「ある」と答えた方は半数を下回り、ボランティア活動にも「（全く・あまり）参加していない」と答えた方の割合が多くなっているため、地域での支え合い機能が弱い状況であると考えられます。

「(全く・あまり)参加していない」と答えた方の理由には、「ボランティア活動等に関する情報がない」との回答が最も多くなっています。

なお、上記課題については、若い世代においてその傾向が見られ、今後ますます支え合い機能の低下が心配されます。



⑶ 情報収集の方法について

【問】市政情報を収集する際にインターネットやSNS等のデジタルサービスを利用していますか。

選　択　肢	回答者	構成比
よく利用する	124	12.8%
ときどき利用している	317	32.8%
ほとんど利用していない	212	22.0%
全く利用していない	304	31.5%
無回答	9	0.9%
合　計	966	100.0%

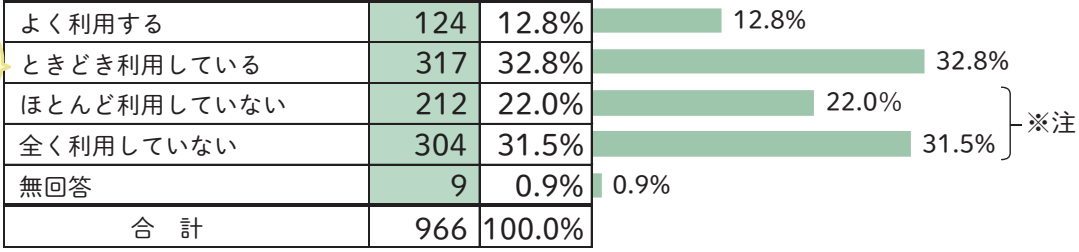

クロス分析の結果
※注：「(ほとんど・全く)利用していない」方の内、70歳以上高齢者が、40%となっています。

【問】「利用していない」主な理由はなんですか。(※3つまで選択可)

選　択　肢	回答者	構成比
どのように使えばよいかわからないから	242	31.0%
以前使おうとした、もしくは使ってみたことがあるが、うまく使えなかったから	50	6.4%
どこで、どんなデジタルサービスを購入・契約すればよいかわからないから	86	11.0%
個人情報の漏洩や詐欺被害など、トラブルに遭うのではないかと不安だから	98	12.6%
購入や利用にかかる料金が高いと感じるから	35	4.5%
自分の生活には必要ないと思っているから	110	14.1%
必要があれば家族に任せればよいと思っているから	99	12.7%
身近に携帯電話店や家電量販店など、デジタル端末を購入できる場所がないから	3	0.4%
その他	57	7.3%
合　計	780	100.0%

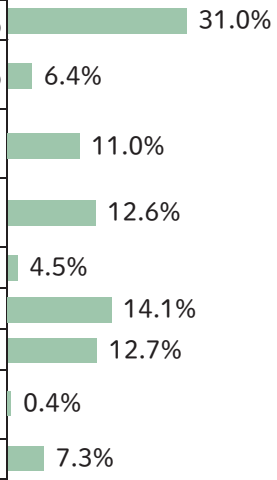

現状解説

「情報リテラシー※の格差」

市政情報の収集にデジタルサービスを「(ほとんど・全く)利用していない」と答えた方が半数以上を占めており、その理由に「どのように使えばよいかわからない」「自分の生活には必要ない」と答えた方の割合が多くなっています。社会のデジタル化が進む一方で、市民の情報リテラシー※に格差が生じているため、情報を届ける対象に応じて伝達方法の配慮が必要です。

※「情報リテラシー」…情報活用能力



⑷ 孤立・孤独について

【問】あなたは「孤独」だと感じることはありますか。

選　択　肢	回答者	構成比
1 ない	669	69.2%
たまにある	172	17.8%
ときどきある	56	5.8%
しばしばある・常にある	51	5.3%
無回答	18	1.9%
合　計	966	100.0%

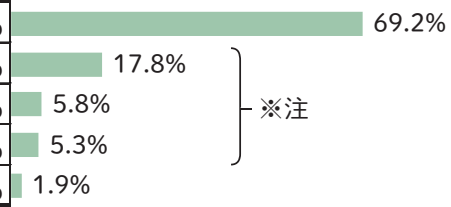

クロス分析の結果

※注：単身世帯が増加している中で、孤独感が「ある」と答えた方の家族構成別では、単身世帯で５割超の方が孤独感を感じています。また、全世代においても孤独感を感じている方が平均的に存在しています。

【問】新型コロナウイルス感染症が始まった 2020 年 3 月頃より前（コロナ禍前）と比べて、現在は他者とのコミュニケーションにどのような変化がありますか。

①人と直接会ってコミュニケーションをとること

選　択　肢	回答者	構成比
1 増えた	117	12.1%
変わらない	537	55.6%
減った	276	28.6%
無回答	36	3.7%
合　計	966	100.0%

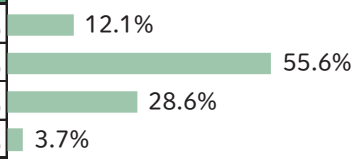

②人と直接会わずにコミュニケーションをとること

選　択　肢	回答者	構成比
1 増えた	172	17.8%
変わらない	631	65.3%
減った	112	11.6%
無回答	51	5.3%
合　計	966	100.0%

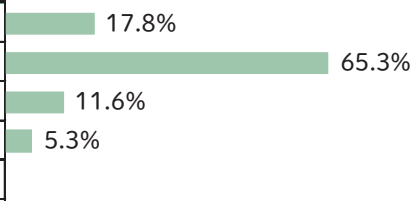

現状解説

「孤独感の上昇」

孤独感が「ない」と答えた方が多い反面、約3割の方が孤独を感じています。

また、人と直接会うコミュニケーションの頻度も3割弱の方が減少したと回答しています。

家族や地域との接点が減少すると、家にひきこもりがちになったり、外出の機会も減少するなどして、孤独感が高まることが心配されます。

POINT!!



⑸ 防犯・再犯防止について

【問】福島市が犯罪のない（少ない）安全で安心な暮らしやすい街だと感じますか。

選　択　肢	回答者	構成比
感じる	132	13.6%
1 どちらかといえば感じる	561	58.1%
どちらかといえば感じない	77	8.0%
感じない	49	5.1%
わからない	124	12.8%
無回答	23	2.4%
合　計	966	100.0%

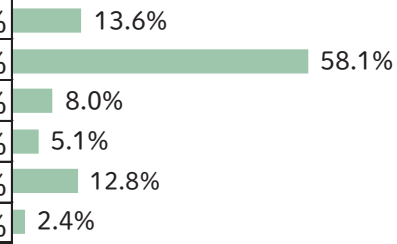

【問】非行や犯罪の防止、非行や犯罪をした人の立ち直りや見守り、声かけなどに協力したいと思いますか。

選　択　肢	回答者	構成比
思う	96	9.9%
どちらかといえば思う	217	22.4%
どちらかといえば思わない	191	19.8%
思わない	189	19.6%
1 わからない	246	25.5%
無回答	27	2.8%
合　計	966	100.0%

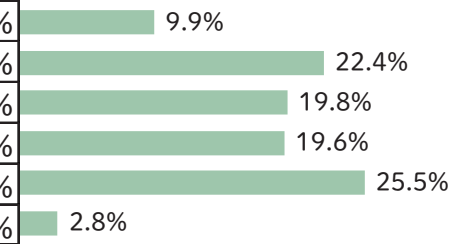

現状解説

「防犯・再犯防止への理解」

安全で安心な暮らしやすい街と「感じる」と答えた方が多い一方で、防犯・再犯防止に協力したいと思うかとの問いには、「わからない」「思わない」「どちらかといえば思わない」と答えた方の割合が多くなっています。

そのため、再犯の現状やその防止に向けた取組に関して情報を提供するなど、啓発活動の充実・強化が必要です。

＼POINT!!／



(6) その他

【問】今後の地域社会において、あなたが特に重視する事項は何ですか。（※3つまで選択可）

選　択　肢	回答者	構成比
お互いを尊重し支え合う意識の醸成　【互いの尊重】	268	11.2%
地域福祉の推進を担う人材の育成　【人材育成】	159	6.7%
住民主体による支え合いの基盤強化　【支え合い】	136	5.7%
地域福祉を支える人材や関係団体・機関の共創による地域福祉力の向上　【共創】	135	5.7%
災害に対して強靭な地域づくりの推進　【防災】	339	14.2%
緊急時に即応可能な支援体制の構築　【緊急時支援体制】	315	13.2%
利用者の立場に立った福祉サービスの提供　【利用者目線のサービス提供】	293	12.3%
地域における権利擁護（虐待・成年後見等）の推進　【権利擁護】	47	2.0%
1 健やかで安心して暮らせる地域生活の構築　【健やか・安心】	513	21.5%
複雑で複合的な悩みを抱えた人への総合相談や支援体制の整備　【包括的支援】	112	4.7%
その他	17	0.7%
特にない	50	2.1%
合　計	2,384	100.0%

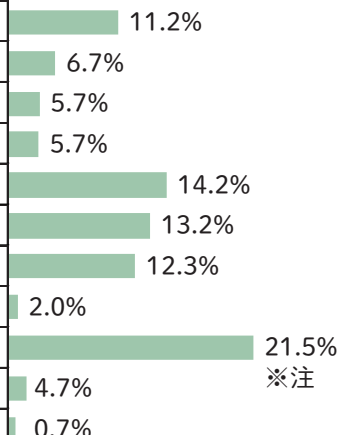

クロス分析の結果
※注：ほとんどの世代において「健やかで安心して暮らせる地域生活の構築」を最も重視しています。

【問】本市が行う福祉サービスに満足していますか。

選　択　肢	回答者	構成比
満足している	68	7.0%
やや満足している	228	23.6%
1 どちらでもない	269	27.9%
やや不満である	95	9.8%
不満である	70	7.2%
わからない	218	22.6%
無回答	18	1.9%
合　計	966	100.0%

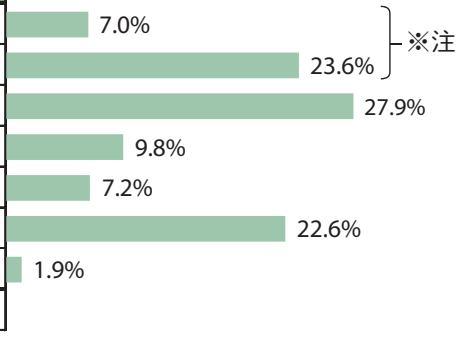

クロス分析の結果
※注：70歳以上高齢者で「満足している・やや満足している」と答えた方は40.2%と最も高く、10～60代までの世代においては「どちらでもない」と答えた方が多くなっています。

現状解説

「福祉サービスの充実」

「健やかで安心して暮らせる地域生活の構築」を求める声が最も多く、福祉サービスの満足度については「どちらでもない」「やや満足している」と答えた方の割合が多くなっています。

各世代によってサービスの満足度が異なるため、利用者ニーズを的確に把握し、福祉サービスを提供していくことが必要です。



❸ 福島市地域福祉計画2021「令和6年度分年次点検」から見た現状

この計画の策定にあたり、現計画である福島市地域福祉計画2021の主要施策について、令和６年度の実績を基に年次点検を実施し、現状を把握しました。

評価にあたっては、学識経験者や福祉関係者などで構成される「福島市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会」において協議・検討を行っております。

なお、次のとおり各施策の目標値に対する達成率に応じて、A～Dの評価区分により評価しました。

達成率	評価区分
達成率 100%	A 評価
80% ≦ 達成率 ＜ 100%	B 評価
60% ≦ 達成率 ＜ 80%	C 評価
達成率 ＜ 60%	D 評価

令和６年度分の年次点検の結果

A・B評価となった施策が全体の７割を超えており一定の評価ができる一方で、C・D評価の大半が利用者数や拠点数など定量的な評価指標を用いた施策でした。

評価区分	割合（%）
A 評価	37
B 評価	37
C 評価	17
D 評価	9

74%

現状解説

「急激な社会変化への適応が必要」

新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化、急速なデジタル化の推進、個人の価値観の多様化の尊重などが進み、人と人との交流に関する施策において、C・D評価が多く見られました。

このような急激な社会変化に適応するために、福祉分野においても社会への対応力や適応力が求められます。



❹ 現状から見える課題（まとめ）

- 8 ～22 ページに記載の各種統計データ（福島市データブック等）やアンケート調査結果、「地域福祉計画2021」の令和 6 年度分年次点検から、地域福祉を取り巻く現状の課題を分析しました。
- 次に各課題を整理することで、分野別で「①地域コミュニティの形成」「②支え合い」「③データ分析／情報共有」、主体となる対象別で「（ア）市民の課題」「（イ）地域の課題」「（ウ）行政の課題」のそれぞれ3類型に分類しました。
- その結果、課題とその課題に対し主体となる対象は、下記のように互いに重なり合うことから、課題解決にはそれぞれが相互に連携・補完し合うことが必要になります。

現状の課題

本市の課題

本市データブック・統計データ

- **高齢者割合の増加**
- **単身世帯の増加**
- **高齢者単身世帯の増加**
- **町内会加入世帯の減少**
- **介護有業者の減**
- **福祉人材の不足**
- **保健医療人材の不足**

など

アンケート調査

- **つながりの希薄化**
- **支え合い機能の低下**
- **情報リテラシーの格差**
- **孤独感の上昇**
- **防犯・再犯防止への理解**
- **福祉サービスの充実**

など

- 急激な社会変化に対応しうる施策の推進
- 各福祉分野の個別計画等における共通課題を整理
- ＳＤＧｓの視点の追加
- 「重層的支援体制整備事業実施計画」の策定　　など

地域福祉計画2021

令和6年度分年次点検

- **急激な社会変化への適応が必要**
  人と人との交流に関する施策において、C・D評価が多く見られた。

（評価区分）
C 17%　D 9%

次期計画に向けての共通課題

次期計画（地域福祉計画2027）

	（ア）市民の課題	（イ）地域の課題	（ウ）行政の課題
①地域コミュニティの形成	◉世帯の小規模化による家族・親族内のつながりの希薄化	◉町内会加入率の低下等による地域のつながりの希薄化	◉人口減少／超高齢化により、地域の担い手や労働供給力・生産力が減少
	●予想される状況：高齢者等の孤立リスク増加、介護サービスの需要増加		
	●起きうる問題：孤立死等の増加が社会問題、福祉サービスの供給不足		
②支え合い	◉ひきこもりや孤独・孤立、貧困、虐待など、様々な分野の問題が絡みあい複雑化	◉地域の見守り活動の低下等により適切な支援に結びつかない	◉問題が複雑・複合化した事例が増加し、従前のような単一の福祉サービスでは対応が困難
	●予想される状況：問題解決が長期化、支え合いの希薄化により課題解決が難航		
	●起きうる問題：心身の不調、機能低下、生活破綻、孤立死・自殺・虐待・犯罪の増加		
③データ分析／情報共有	◉急速に進展するデジタル社会において、メリットを享受できない情報格差の発生	◉地域における身近な住民間での情報共有が低調化	◉現状を把握するためのデータの収集・分析が必要
	●予想される状況：情報技術を十分に活用できない、情報格差が拡大		
	●起きうる問題：所得や教育、社会参加の不平等が深刻化		

●表の見方

現状の課題から共通課題を抽出し、縦軸で「地域コミュニティの形成」「支え合い」「データ分析／情報共有」の3類型に分類。更に横軸で「市民・地域・行政」の視点で分類。加えて、それぞれの課題を解消しなかった場合に「予想される状況」と「起きうる問題」を一つの表に整理しました。

❺「福島市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会」における主な意見

地域福祉専門分科会からの意見を整理し、23 ページの 3 類型で分類しました。

地域コミュニティの形成

- コロナ禍で閉じこもりがちになり、精神的・身体的・社会的にもつながりの希薄化が進んでいる。
- 地域でつながりが持てず、福祉サービスにたどり着けない方が、セルフネグレクトになるなど、地域にまだまだ埋もれている。
- 自助・共助を進める上で、全ての市民にそれぞれの立場に応じた役割があることを明らかにする視点が必要。
- 町内会未加入世帯が多い理由の一つとして「役員が回ってくるのがいやだ」という理由があるかと思う。デジタル社会の到来により、様々な情報もインターネット等で検索すれば出てくる世の中である。その様な感覚が未加入世帯の増加につながっていると思われる。

支え合い

- 制度の隙間を埋める包括的支援の推進をお願いしたい。
- 住民票を届け出た時点でフォローするなど「切れ目のない支援」が必要かと思う。
- 現計画（2021）において、あまり評価が良くない事業にもっと視点を置いて、今後どう対応していくか重視した計画を策定してほしい。
- 次期計画には、現在ある事業に合わせて目標設定するのではなく、目指すべき姿を記載する必要がある。
- 現計画においては「新ステージ」に乗ることができたのかの評価が求められると思うが、「重層的支援体制整備事業」がまさに必要かと思う。次期計画に向けた重点的取り込み、関係各課との連携が必要。

データ分析／情報共有

- 急速なデジタル社会の到来がある一方で「スマホ弱者」というべき高齢者なども存在する。
- デジタル機器の活用のみならず、それぞれにあった伝達手段が必要。
- 情報発信しているつもりでも、情報が行き届かず、福祉サービスを受けられないまま、悶々としている方がいる。
- 策定する計画が多くの方に伝わるべき。市民の方が計画の取り組みに参加しているような実感や地域福祉への理解を深めるための情報発信が必要。
- 「待ちの姿勢」ではなく、こちらから積極的に周知・啓発する方法が必要。
- いくら良い事業を実施したとしても利用者に届いていないのでは。

【参考】各福祉分野の個別計画における共通課題

各個別計画に共通する課題を整理し、23 ページの 3 類型で分類しました。

	福島市高齢者いきいきプラン	福島市障がい者計画	福島市こども計画	福島市自殺対策計画
地域コミュニティの形成	●地域での活動に参加している高齢者が減少傾向 ●高齢者の生きがいの場づくり ●多様な職域・職種や関係団体、地域住民との連携・共創により地域で支え合う仕組みづくり ●少子高齢化が進み、高齢者一人当たり現役世代人数が減少傾向 ●介護サービスを担う人材の確保や資質の向上	●障がいの重度化や高齢化、本人とその家族等が地縁や公的な支援等と接点がないまま社会で孤立 地域コミュニティの希薄化や人口減少、超高齢化社会とも相まってさらに深刻なものとなることが懸念	●地域の繋がりの希薄化、少子化の進展などにより、こども・若者が安心して過ごせる居場所を持つことが難しい ●保育等に係る人材の確保と質の向上	●悩みを抱えた人を支援するために、周囲の人々がゲートキーパーとして活動することが必要
支え合い	●デジタル社会が進む中で、持続的に社会に関わっていくために年齢に関わらずICTに親しめる環境づくり	●情報アクセシビリティとコミュニケーション施策の充実 ●ICTの利活用やIoT、AI時代のスマートインクルージョンの視点	●子育てに関する情報発信の充実	●地域全体の共通認識となるよう、関係機関や庁内関係課と連携による普及啓発が必要
データ分析／情報共有	●支援を必要とする高齢者の増加や、閉じこもりリスクのある高齢者が増加傾向 ●見守り・支援体制づくりを地域で主体的に実施できる支援の強化	●多様性を尊重する視点を取り入れた地域社会の形成 ●地域全体で課題解決に向けた関係機関の連携体制の構築等、環境整備等（包括的相談体制の整備） ●災害発生時における支援体制の確保	●いじめ・不登校、ヤングケアラー、児童虐待、貧困などといったこどもを取り巻く事案が深刻化、複雑化してきており、相談・支援体制の強化など、こどもの最善の利益を確保する取組が必要 ●安全・安心な子育て環境の整備と、こどもの育ちを応援する地域ネットワークの強化	●自殺に追い込まれようとしている人が安心して生活が送れるよう、様々な分野の組織や人、施策の連携

第３章
計画の基本的な考え方

❶ 基本理念（目指すべき地域社会像）

つながり、支え合いの輪を広げて
誰もが活躍できる 共生社会のまち ふくしま

人口減少・少子高齢化に加え、近年、急速なデジタル社会の進展や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした様々な行動変容など、地域福祉を取り巻く環境が大きく変化してきています。

こうした中でも、市民や地域（家族・友人・企業・団体などを含む）、行政などが、それぞれの役割に応じて地域社会をつなぎ、“支える”“支えられる”という関係を超えて支え合いの輪を広げていきながら、地域に住む人々が安らかで心豊かに生活できることが、私たちが望む地域社会の姿です。

様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で誰もが自分らしく前を向いて暮らせる「地域共生社会」の実現を福島市は目指します。

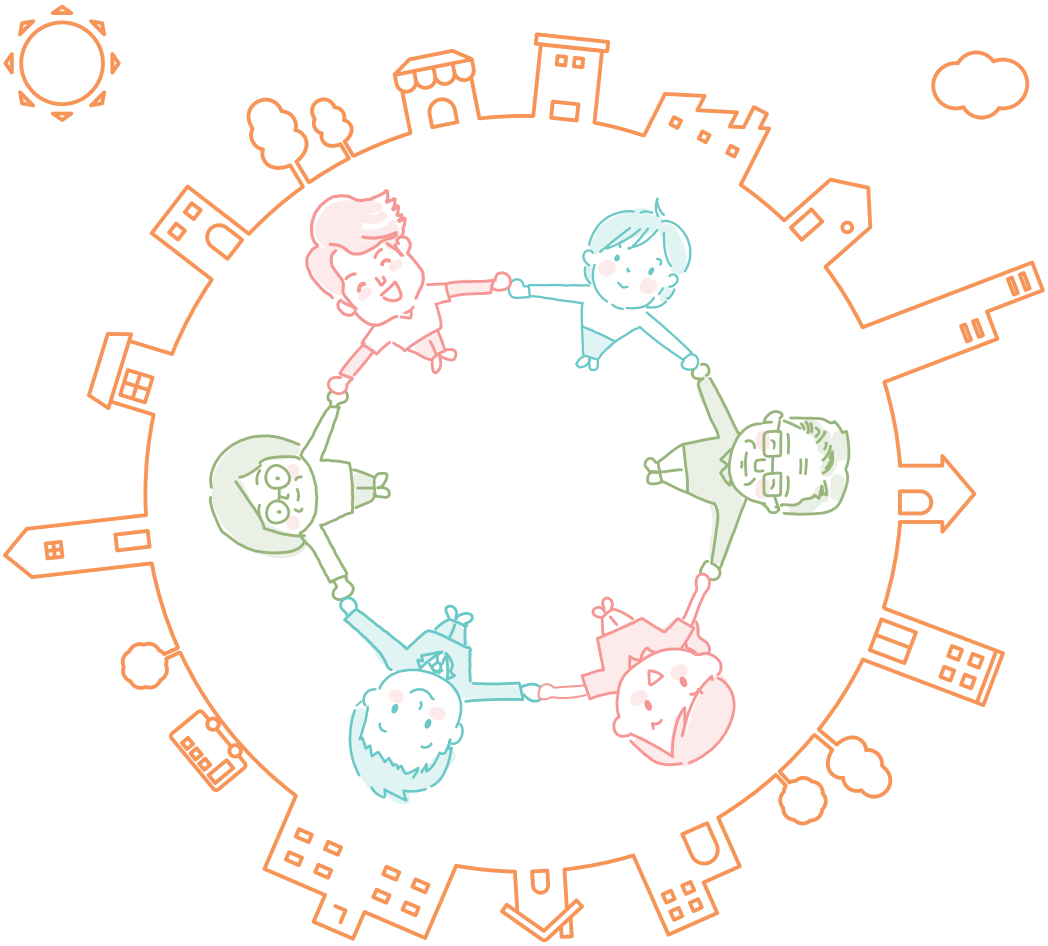

❷ 基本目標

基本理念を実現するために、23 ～ 25 ページの共通課題を踏まえ、重点的に取り組む目標として、次の **3 つの基本目標** と **9 つの基本方針** を定め、各種施策を展開します。

基本目標1 “ 地域コミュニティの形成 ” を推進する地域づくり

人口減少や少子高齢化、単身世帯の増加、個人の価値観の多様化が進んだことによるライフスタイルの変化などにより、地域における地域コミュニティの機能が低下し、複数の分野を横断する課題や、属性別に展開されてきた従来の支援制度では対応が難しい「制度の狭間の課題」が表面化しています。

さらには、地域の担い手として、ボランティア活動や福祉事業の運営に携わってきた人材も不足してきています。

地域住民一人ひとりが地域社会の一員として、互いにつながりながら暮らしていくことの大切さを理解し、各種サービスの需要と供給のバランスがとれた地域コミュニティの形成を目指す地域づくりを推進します。

基本方針1－(1)　一人ひとりの意識の醸成

高齢者や障がい者、生活困窮者、ひきこもりなどで生きづらさを感じている人が社会から孤立することなく、誰もが前を向いて暮らせる社会をつくるために、一人ひとりが役割を持って地域住民が共に支え合える社会になるよう意識の醸成を図ります。

基本方針1－(2)　新たな担い手（人材）の創出

少子・高齢社会の進展等により、ますます国民の福祉サービスに対する需要の増大・多様化が見込まれ、また、介護保険制度や障がい者支援制度などでは、利用者本位の質の高い福祉サービスの提供が求められることから、サービス提供に不可欠な専門人材に加え、人と地域をつなぐパイプ役となるボランティア人材の養成・確保を推進します。

基本方針1－(3)　地域コミュニティの活性化

地域住民が互いに支え合いながら、高齢者や障がいのある人、こどもなど、地域で暮らす全ての人々が安心して暮らせる社会づくりを進めるために、地域の構成員である住民、企業、団体などが、地域の居場所の確保や社会参加活動を通じて、地域課題を我が事として捉え、みんなで課題の解決を目指すことで、地域コミュニティの活性化を図ります。

基本目標２　支援を必要とする人を“共に支え合う”地域づくり

現代の地域社会では、世帯の小規模化や個人の価値観の多様化により、様々な分野の課題が複雑に絡み合っていることが多く、支援にあたっては、複数分野にわたって総合的に支援をする必要がある場合が多く見られます。

従来の制度分野ごとの「縦割り」や「支える・支えられる」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることが大切です。

様々な分野が連携した総合的な相談ができ、誰もが地域で孤立することなく、見守り、共に支え合う地域づくりを推進します。

基本方針２－(1)　安全で安心な福祉の向上

災害時や緊急時においても、地域の見守りにより配慮の必要な者への支援が円滑かつ迅速に行われる安全で安心なまちを目指し、支援体制を地域とともに構築します。

また、福祉、保健、医療など地域福祉を支える基盤の安定・強化のための補助金や、各種医療費助成制度等により、地域福祉の推進に努めます。

基本方針２－(2)　包括的な支援体制の強化

「制度の狭間」にあり必要な支援が届いていない方や、複雑・複合的な課題を抱えている方を関係機関等との連携により探知し、地域とともに課題解決にあたる体制を強化します。

基本方針２－(3)　地域における社会的包摂※の推進

高齢者や障がい者、外国人、立ち直りを決意した犯罪をした者などで社会的なバリアにより様々な困難を抱えている方も、地域社会の一員として尊重され、自己実現や幸福を追求できる環境を整備し、社会参画を支援することにより、誰もが平等に参加し活躍できる社会を推進します。

※「社会的包摂」…全ての人が、個々の能力を発揮して活躍できる社会

基本目標３　誰もが“情報共有”できる地域づくり

近年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、様々な場面で非接触・非対面を可能にするデジタル技術の導入が進みました。また、人口減少・少子高齢化を背景に、今後も各産業において労働力不足が続くと見込まれ、その不足を補うためにも、生成AI※1やRPA※2をはじめとした自動化を図るデジタル技術の普及がさらに進むとされています。

本市においても、可能な限りデジタル技術の活用を進め、必要な情報の整備体制を整えつつ、行政手続きの簡素・効率化に努めております。

一方で、ICT教育を受けていない世代では、「端末の操作が難しい」「近くに相談する人がいない」といった理由で、デジタルの活用を躊躇する人たちが存在していることにも配慮が必要です。

そのため、デジタル活用の推進のみならず、市民に寄り添った情報伝達により、誰もが情報共有できる地域づくりを推進します。

※1「生成ＡＩ」…ＡＩが学習したデータをもとに、テキスト、画像、音声、動画など、新しいコンテンツを生成する人工知能

※2「ＲＰＡ」……人がパソコン上で行う定型的な業務を自動化する技術

基本方針３－(1)　必要な情報の整備体制づくり

市民、地域、行政のそれぞれが地域やそこに居住する住民の現状を把握するため、必要なデータの収集やデータ分析を行うための体制を整備します。

基本方針３－(2)　情報提供体制の整備

福祉サービスの情報提供にあたっては、これまでの情報の伝達方法にとらわれず、生活上の課題を抱えながらも自ら必要な情報にたどり着けない個人や家族に対して、必要な情報を直接届ける伝達方法（アウトリーチ型）や、個人の状況やニーズに合わせて、積極的に必要な情報や支援を送り届ける伝達方法（プッシュ型）も状況に応じて検討することとし、「伝わる」情報提供を推進します。

基本方針３－(3)　誰もがつながるデジタル化の推進

身体的・経済的制約の有無に関わらず、あらゆる人が、必要とする情報を必要な時に分かりやすく、デジタル情報によって取得できる環境（アクセシビリティ）を確保することに努めます。

また、デジタル活用に不慣れな市民が、デジタル機器の利用方法を学ぶ機会の創出やサポート体制の設置にも努めます。

❸ 地域福祉の推進イメージ

地域福祉の推進のためには、自分でできることは自分で行う「自助」、地域でお互いに助け合う「共助」、行政が施策として支援する「公助」を、地域の実情に応じて適切に組み合わせる必要があります。

また、それぞれが独立して機能するだけではなく、**相互に連携し、補完し合う**ことで、より効果的な支援にもつながります。

この計画では、「自助（市民）」「共助（地域）」「公助（行政）」の主体それぞれが、基本理念や地域の課題を共有し、誰もが役割をもって相互に補完し合う関係の構築を目指します。

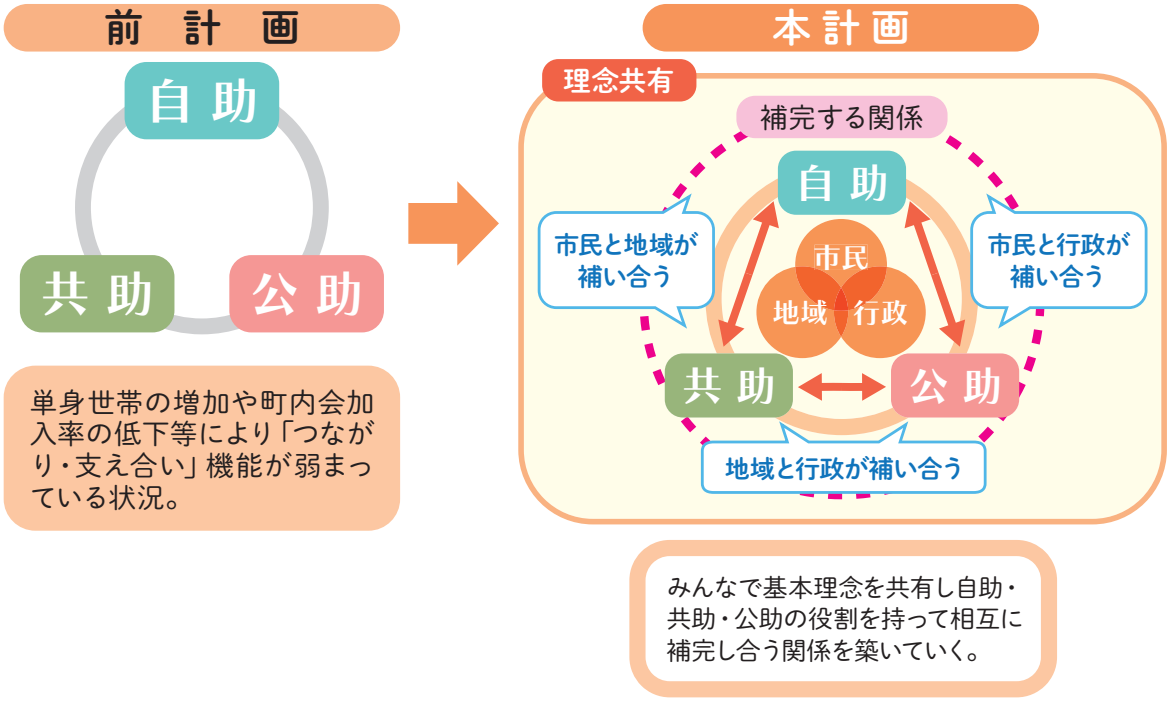

自 助 （「市民」の役割）	**◉主に自分の力で、生活課題を解決すること** （例）・自分や家族の健康に気を配り、地域活動にも積極的に参加 ・日常的な生活情報の収集 ・自主的な生活課題への取り組み　など
共 助 （「地域」の役割）	**◉地域等で協力して助け合うこと** （例）・隣近所や友人間、職場内での助け合い、支え合い ・地域での福祉活動、自治会活動、ボランティア活動 ・社会福祉協議会等の地域活動、共同募金　など
公 助 （「行政」の役割）	**◉行政が提供する支援** （例）・福祉サービスの提供 ・福祉サービスに関する情報提供や啓発活動 ・地域福祉に関わる制度や仕組み、環境の整備 ・自助・共助では難しい課題への対応　など

❹ 計画の体系

基本目標１　“地域コミュニティの形成”を推進する地域づくり

基本方針	基本施策
1−(1)　一人ひとりの意識の醸成	①　地域福祉の意識啓発
	②　福祉教育の推進
1−(2)　新たな担い手(人材)の創出	①　担い手（人材）の確保・育成
	②　担い手（人材）の魅力発信
	③　担い手（人材）間の連携と活動機会の提供
1−(3)　地域コミュニティの活性化	①　地域における居場所の確保
	②　地域における社会参加活動の促進
	③　官民連携の推進と先導的技術の活用促進

基本目標２　支援を必要とする人を“共に支え合う”地域づくり

基本方針	基本施策
2−(1)　安全で安心な福祉の向上	①　災害・緊急時の要配慮者支援
	②　地域福祉を支える基盤の強化
	③　自殺、権利擁護、虐待等に関する取り組みの強化
2−(2)　包括的な支援体制の強化	①　孤独・孤立対策の推進
	②　生活状況に応じた困窮者支援の推進
	③　地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築
	④　重層的支援の推進
2−(3)　地域における社会的包摂(※1)の推進	①　誰もが安心して自由に生活できる環境の整備
	②　身近な地域間での連携した取り組みの推進
	③　寄附・共同募金・ボランティア等の取り組みの推進
	④　再犯防止の推進

基本目標３　誰もが“情報共有”できる地域づくり

基本方針	基本施策
3−(1)　必要な情報の整備体制づくり	①　情報収集と分析体制の構築
3−(2)　情報提供体制の整備	①　市民に寄り添ったやさしい情報伝達
	②　相談体制の充実と連携
3−(3)　誰もがつながるデジタル化の推進	①　デジタルコンテンツ活用の促進
	②　情報リテラシー（※2）の向上

※１「社会的包摂」…すべての人が、個々の能力を発揮して活躍できる社会
※２「情報リテラシー」…情報活用能力

❺ 計画の進捗管理（年次点検）

この計画の9つの基本方針に対応する各種主要事業及び取り組みについて、「福島市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会」において進捗管理（年次点検）を行います。

9つの基本方針ごとに数値目標を設定し、次のA～Dの評価基準により評価します。数値目標を設定できない事業は、取組内容をできるだけ客観的に評価します。

評価基準	達成率	達成度
A（達成できた）	100%	100点
B（概ね達成できた）	80%以上100%未満	75点
C（やや不十分だった）	60%以上80%未満	50点
D（不十分だった）	60%未満	25点

目標達成度については、次のレーダーチャート（9つの指標）を用いて、年次ごとの進捗を可視化し、本市における共生社会推進の状況を確認します。

福島市の共生社会推進（目標達成度）

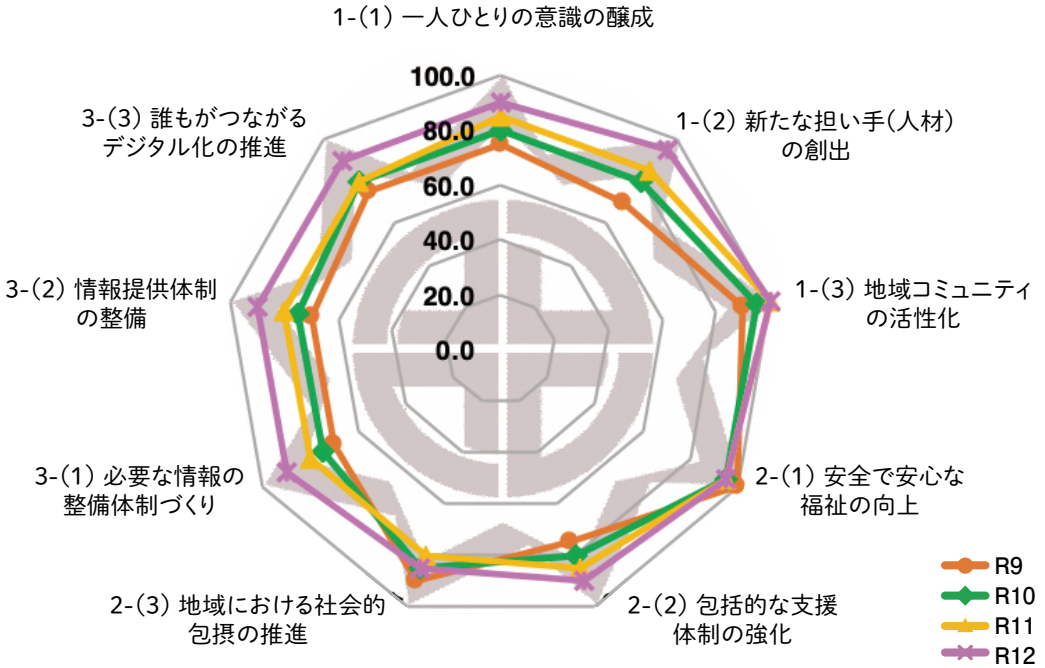

※上記図はイメージです。

❻ 生活関連分野との連携体制

地域住民が抱える生活課題は、個人の価値観の多様化などを背景に複雑化してきており、単一のサービスによって満たされるものではなくなってきています。

また、地域の共助（つながり・支え合い）の力も、人口減少や少子高齢化の進展、世帯の小規模化などの影響もあり弱まってきています。

地域福祉の推進にあたっては、多様性や共創の視点のもと、福祉分野だけではなく、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくり、防犯・防災、社会教育、消費生活などの生活関連分野にもわたって、地域福祉を取り巻く課題や基本理念の共有を図りながら、庁内の部局横断的な連携体制を強化するとともに、官民のネットワークを構築し、広げていくことで、生活課題の解決に資するサービスの総合的な提供に努めます。

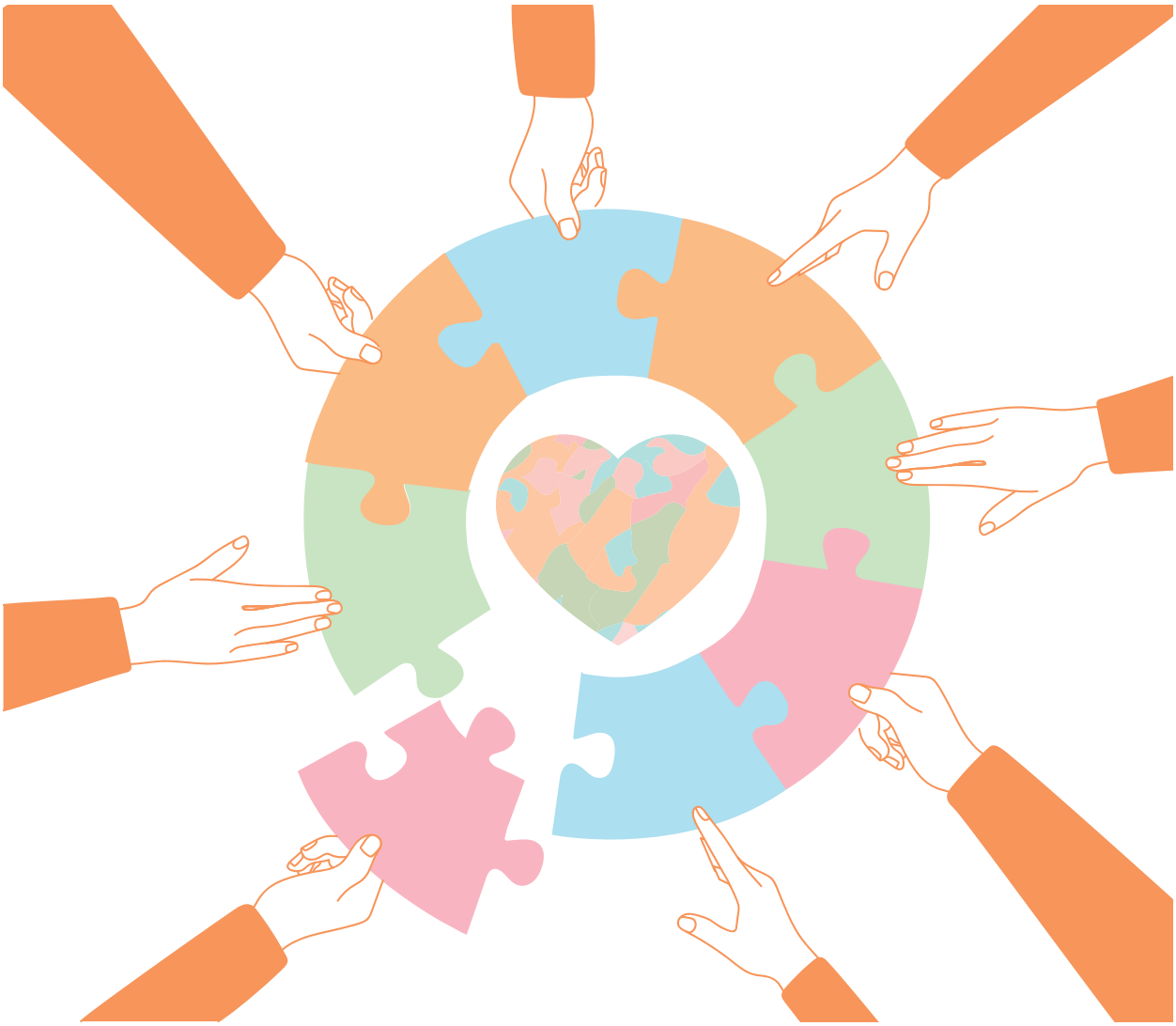

❼ SDGs の考え方

「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、福祉部門の上位計画である本計画においても、様々な地域課題解決に向けて、分野横断的に取り組んでいきます。



❽ 心のバリアフリー

本市では、一人ひとりが人間尊重の視点を大切に、年齢や性別、障がいのある・なし、国籍などに関わらず、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指して、以下の「行動の5つのポイント」を推奨し、意識啓発を図ります。

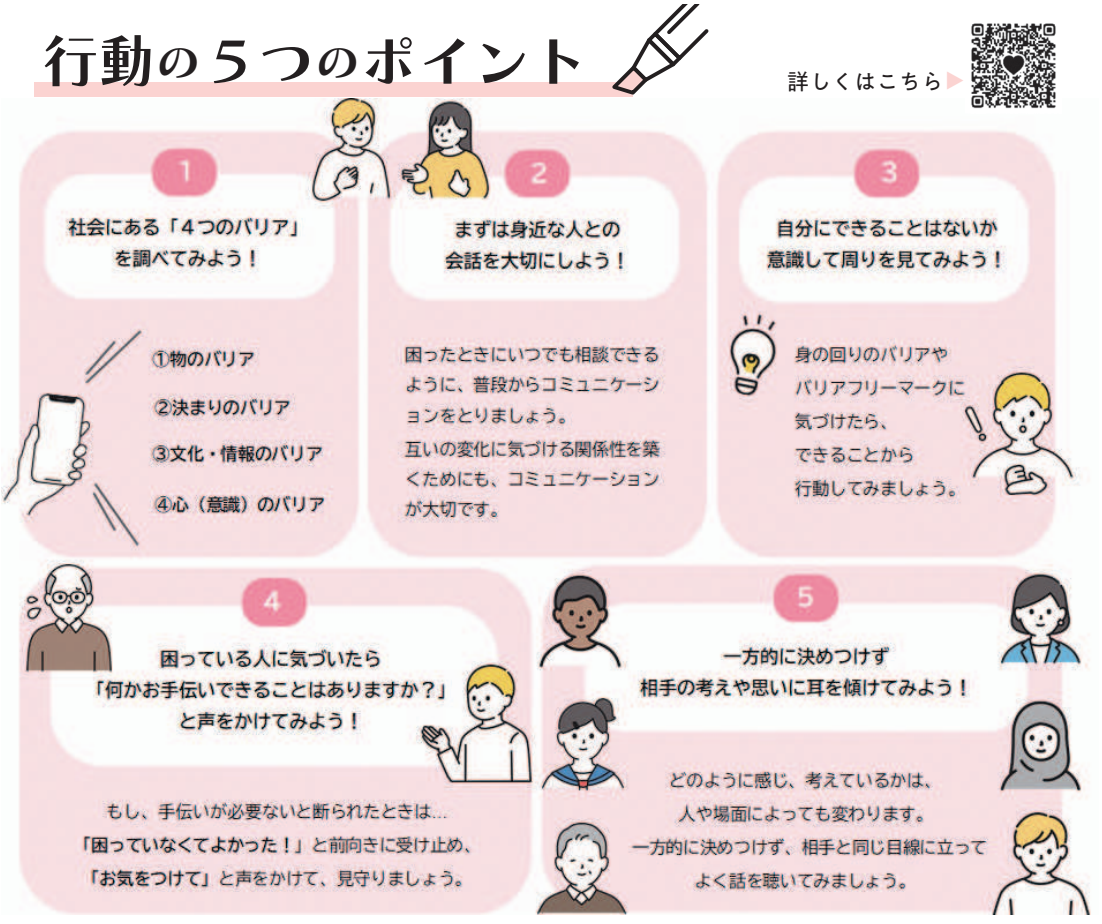

第４章
施策の展開

基本目標 ❶

“地域コミュニティの形成”を推進する地域づくり

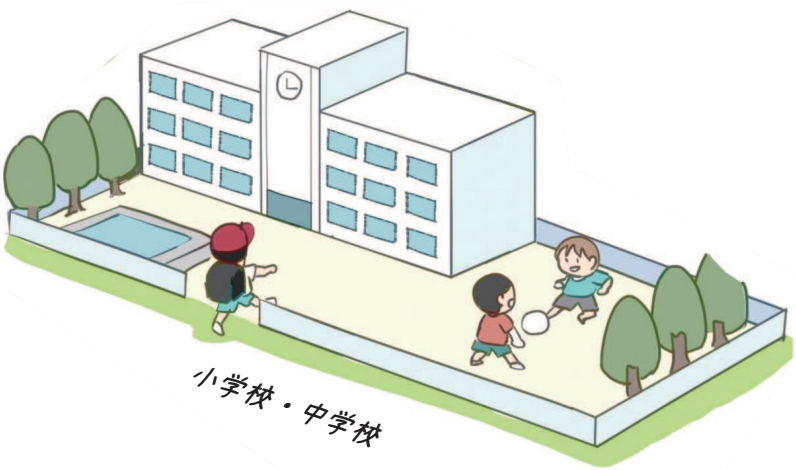

小学校・中学校



幼稚園・保育園



地域のお祭り



住民同士の
様々なつながり



地域の見守り隊



ボランティア活動

基本目標	“ 地域コミュニティの形成 ” を推進する地域づくり
基本方針	1−(1)　一人ひとりの意識の醸成
基本施策	**① 地域福祉の意識啓発**

現状と課題

- 地域住民が互いに助け合い、安心して暮らせる社会を築くためには、一人ひとりが地域福祉の重要性を理解し、積極的に社会参加することが重要です。
- 町内会加入率の低下に加え、市民アンケート調査結果では、地域のボランティア活動に「全く参加していない」と答えた方が6割を超えるなど、地域福祉に対する理解が進まず、積極的な地域活動が行われていないことが課題となっています。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- ボランティアに参加したいが、情報がない。（40 歳代 女性）
- 協力する気持ちはあるが、行動に出せない。（40 歳代 男性）
- 参加してみたいが参加する勇気がない。　（30 歳代 女性）

主な取組内容

地域住民の意識の醸成に加え、地域において生活課題を早期に発見し、自発的に課題を解決する力の向上が必要であることから、地域住民向けに地域福祉に関する積極的な情報提供を行うことや、地域の課題解決に向けたボランティア活動を推進するなど、意識の啓発に取り組みます。

区　分	取　組　内　容
自　助 （市民）	●自分自身の力で生活の基礎を築き、困難を乗り越えられるよう努力します。 （例：食料や飲料水の備蓄、健康管理など） ●地域の催しやボランティア活動などに積極的に参加します。
共　助 （地域）	●地域の生活課題の把握に努めます。 ●困っている人に声をかけ、地域社会全体の安全と福祉の向上に努めます。 （例：災害時の相互支援、高齢者の支援、ボランティア活動　など） ●自主防災組織、ボランティア団体等の組織化を図り、その活動の活性化に努めます。
公　助 （行政）	●地域の生活課題や地域福祉に関する情報を住民に伝え、理解や行動につなげます。 ●地域の生活課題解決に向けて、住民が主体的に関わるための環境整備を図ります。 ●関係機関と連携して、地域福祉に関する啓発活動や、地域活動への参加機会・活躍の場の創出等に努めます。 ●民間企業や団体との既存のつながりを活用し、福祉分野における市関係部署それぞれが意識の啓発を図ります。

基本目標	“地域コミュニティの形成”を推進する地域づくり
基本方針	1−(1)　一人ひとりの意識の醸成
基本施策	**② 福祉教育の推進**

現状と課題

●福祉教育の推進は、地域住民の生活の質を自ら高めるもので、地域活動の活性化や地域共生社会の実現を図るためにも、継続的に取り組む必要があります。また、地域において「自助」や「共助」の力を高めることにもなります。

●誰もが役割を持ち、お互いに支え合って活躍できるまちを目指して、地域の実情を踏まえ、地域福祉への理解を深め、関係者同士で協力体制を構築するとともに、実践的な学びの機会を創出する必要があります。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

●利己から利他への精神をいかに醸成していくことが出来るかが問われる。（75 歳以上 男性）

●連帯意識の醸成のための工夫や取り組みが必要。（75 歳以上 女性）

主な取組内容

多様な人が支え合い、共に生きる社会の実現に向けて、主体性を育み、他者を理解し、思いやりの心を持って豊かな人間関係を築くための情報提供を行うとともに、様々な活動や体験の機会を創出して、幅広い世代に対して福祉教育の推進を図ります。

区　分	取　組　内　容
自　助 （市民）	●地域福祉への関心・理解を深め、自分のニーズ（生活課題）に見合った学びの場への積極的な参加に努めます。 ●生活の質を高める情報の収集に努め、自分に合ったサービスを選択し、利用できる能力を養います。 ●“心のバリアフリー”を進める「5つの行動のポイント（バリアを調べる / 会話する / 周りを見る / 声をかける / 傾聴する）」を実践します。
共　助 （地域）	●地域自主組織やボランティア団体などが連携し、共に活動することで、地域間の相互理解と協力体制を深めます。 ●地域の生活課題やニーズを把握し、それに合った福祉活動を企画・運営することに努めます。
公　助 （行政）	●障がいのある人への合理的配慮の必要性や、様々な生活課題や社会的障壁を抱えた人との共生社会の在り方など、福祉教育を実施します。 ●地域福祉の取り組み状況についての情報発信に努めます。 ●地域の福祉施設やボランティア団体などと連携し、地域社会の実態把握に努めます。

基本目標	“ 地域コミュニティの形成 ” を推進する地域づくり
基本方針	1−(2)　新たな担い手（人材）の創出
基本施策	**① 担い手（人材）の確保・育成**

現状と課題

- 少子高齢化の進展等により、ますます福祉サービスに対する需要の増大・多様化が見込まれます。また、利用者本位の質の高い福祉サービスの提供も求められています。現在、そのサービスを提供する福祉職・介護職の専門人材や、地域の民生委員をはじめ保護司やその他福祉活動を担うボランティア人材の不足が深刻化しており、地域における担い手（人材）の確保・育成が課題になっています。
- 地域での担い手の不足が進行すると、地域の支え合いや交流といったコミュニティの機能が低下し、地域福祉の推進に影響が出るばかりか、防災・防犯機能の低下や生活環境の悪化、地域文化の衰退といった様々な社会問題につながるおそれがあります。
- 担い手の確保・育成にあたっては、福祉・介護サービスやボランティアの仕事がやりがいのある活動として認知される必要があり、また、地域住民が継続的に活動に関わるための仕組みづくりも必要になります。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- 保育士の人材の育成や待遇の改善に力を入れて欲しい。（40 歳代 女性）
- ハード面の施策は充実しているが、ソフト面の施策（人材の質、柔軟性）が他地域よりも遅れていると感じる。（30 歳代 男性）
- 専門知識のある人材の育成に力を入れてほしい。（30 歳代 女性）
- 高齢者の健康維持のため、ボランティア活動を積極展開すると良いと思う。（70 ～ 74 歳 男性）

主な取組内容

地域住民が担い手（人材）の活動に関心を持ち、選択できるような環境整備や、地域の様々な主体と行政が連携した担い手（人材）の確保・育成を推進します。

区　分	取　組　内　容
自　助 （市民）	●地域で行われている様々な地域活動に積極的に参加・協力します。 ●自身が持つ知識や経験を地域の活動に活かします。
共　助 （地域）	●地域の担い手となる人材を発掘し、地域のリーダーや後継者の育成に努めます。 ●地域住民同士の交流を促進し、地域全体で担い手確保（民生委員・児童委員、保護司など）を目指します。 ●人材養成講座を実施します。
公　助 （行政）	●担い手の活動を紹介し、認知度の向上に努めます。 ●地域の様々な主体と連携した人材養成講座を実施します。 ●地域の人材養成講座の実施に協力します。

基本目標	“ 地域コミュニティの形成 ” を推進する地域づくり
基本方針	1−⑵　新たな担い手（人材）の創出
基本施策	**② 担い手（人材）の魅力発信**

現状と課題

- 人口減少、少子高齢化が進む中で、特に労働や生産活動の中心となる若年層の減少や福祉・介護職におけるその離職率の高さなどが問題となっています。これらの課題を解決するためには、就業意欲を高め、働きやすい環境を整備することが重要です。
- 民生委員などの地域のボランティア人材についても、その活動の魅力を地域住民に発信することで、地域の福祉活動に関心のある人や仕事の第一線を退いた方が、引き続き地域で活躍する人材として、役割・関係性を持って地域とつながることができるように、地域の担い手の掘り起こしをしていくことが大切です。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

問：地域のために役立っていることがあればご記入ください。（自由記載）

- 頻繁に通う道路沿いのゴミ拾いを実施し、環境美化に努めた。（75 歳以上 男性）
- 下校時の小学生児童を対象とした見守り活動を行って 10 年になる。（75 歳以上 男性）
- 一人暮らしの高齢者の安否確認をしながら訪問活動をしたり、サロンを開催したりとボランティアとして活動している。（70 ～ 74 歳 女性）

主な取組内容

多くの人が福祉に関する仕事やボランティア等に興味を持ち、理解を深め、その魅力を感じられるように、日頃から情報発信に努めるとともに、担い手（人材）の職場環境の改善や負担感の軽減にも連携して取り組みながら魅力向上を図ります。

区　分	取　組　内　容
自　助 （市民）	●地域で行われている様々な活動に積極的に参加・協力します。 ●自身のスキルや知識を向上させるための学習などに取り組みます。 ●自身が持つ知識や経験を地域の活動に活かします。
共　助 （地域）	●ワークライフバランスを考慮し、働きやすい職場環境を作ります。 ● ICT ※を活用し、職員の負担軽減やサービスの効率化を図ります。 ※「ICT」…情報通信技術 ●地域の担い手掘り起こしのために、日頃から担い手の活動内容や魅力について、地域住民への声かけ・情報提供に努めます。
公　助 （行政）	●担い手の活動を紹介するとともに、その魅力発信に努めます。 ●担い手の活動における負担感の軽減を、官民連携により図ります。

基本目標	“ 地域コミュニティの形成 ” を推進する地域づくり
基本方針	1−(2)　新たな担い手（人材）の創出
基本施策	**③ 担い手（人材）間の連携と活動機会の提供**

現状と課題

- 地域では、住民や福祉活動を行う団体・事業所など、様々な主体により福祉活動が展開されています。職業として福祉活動を行う専門人材やボランティア人材が地域で活動するにあたっては、地域住民の理解はもとより、関係機関・団体との連携が重要です。
- これら担い手同士でも、お互いの活動状況を把握し、地域内で連携して活動していくことが大切であり、地域内での交流・情報交換の機会を創出するなど、担い手が活動しやすい環境づくりに取り組む必要があります。
- ボランティアを希望する方が、個人の能力や興味・関心に応じて、様々な形で地域活動に参加できる機会を提供する必要があります。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- 色々な事に対して連携が遅かったり、とれていない様に感じる事がある。年配の方の考え方が強すぎて若い人の意見が上手く反映されずに、町内会での活動が滞る事が多いので上手く回って欲しい。（50 歳代 女性）
- 助けられる事があれば学ぶ機会などお願いしたいです。（50 歳代 男性）

主な取組内容

地域住民が地域の課題を共有し、主体的に解決できるようにするための「地域連携プラットフォーム※」の構築を促し、担い手（人材）間の連携を図ります。

また、誰もが気軽に参加できるボランティア活動の機会を提供し、地域活動の活性化に取り組みます。

※「地域連携プラットフォーム」
……地域課題解決や地域の発展のために、多様な主体が連携して活動する場

区　分	取　組　内　容
自　助 （市民）	●ボランティア活動に積極的に参加・協力します。 ●地域課題の把握、解決に努めます。 ●地域課題解決のため他分野の担い手とも積極的に連携を図ります。
共　助 （地域）	●担い手（人材）同士の交流や情報交換の場を設けることで、地域コミュニティの活性化に取り組みます。 ●地域住民だけでは解決できない課題を、地域の担い手（人材）とも協力して解決策を模索します。 ●地域でのボランティア活動を積極的に推進します。
公　助 （行政）	●地域課題や福祉活動についての情報を提供します。 ●地域連携プラットフォーム※の構築を促し、地域内での連携体制の強化を図ります。 ●地域の団体や企業などとも連携し、見守り体制の構築に努めます。

基本目標	“ 地域コミュニティの形成 ” を推進する地域づくり
基本方針	1−(3)　地域コミュニティの活性化
基本施策	**① 地域における居場所の確保**

現状と課題

●地域における「居場所の確保」は、地域住民の安心感や地域の活性化にも直結する重要な課題です。特に少子高齢化や人口減少、世帯の小規模化が進む中で、地域社会とのつながりが希薄化しており、市民アンケート調査結果でも、近所付き合いの程度について「立ち話やあいさつを交わす程度」と答えた方が半数を超えた一方で、「顔を知っているが、声をかけることはほとんどない」「近所付き合いはしていない」方が単身世帯に多く見られ、つながり・支え合い機能を維持・強化する取り組みが求められます。

●生活課題を抱えた者だけではなく、誰もがいつでも立ち寄ることができる社会的な居場所づくりや、地域住民や地域福祉の担い手とも気軽に相談できる地域における拠点の確保が必要です。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

●地域のコミュニティに入りにくい。（10 ～ 20 歳代 女性）
●障害がありコミュニケーションをとるのが苦手。（10 ～ 20 歳代 男性）
●若い人がコミュニティに入っていくには入りづらい雰囲気もある。　（40 歳代 女性）
●地域全体でふれあいサロンなどの活動をさらに推し進めてほしい。（75 歳以上 女性）

主な取組内容

地域住民が気軽に集まり、交流できる場を創り、地域社会への参加意識を高める取り組みを進めます。

また、高齢者・こども・障がい者など、誰もが安心して過ごせる居場所を増やすことで、地域全体の活性化を図ります。

区　分	取　組　内　容
自　助 （市民）	●地域のコミュニティに積極的に参加します。 ●近所の人との直接的なコミュニケーションに努めます。
共　助 （地域）	●地域住民が交流する「老人クラブ」や「サロン（ふれあいの場）」の活性化に努めます。 ●困った時に相談できる場を設けるなど、地域で困っている人をサポートする体制の強化に努めます。 ●地域住民がお互いに認め合い、誰もが参加しやすい地域コミュニティづくりに努めます。
公　助 （行政）	●地域住民が主体となって運営し、健康・奉仕等の各種活動を行っている「老人クラブ」や地域住民が気軽に集い交流する「サロン（ふれあいの場）」などの共助の活動を継続的に行う団体を支援します。 ●様々な地域活動（イベント等）を支援し、住民の自治意識の醸成や地域活動の活性化、地域の魅力創出などを図ります。

※「社会参加活動」…地域社会に貢献するための活動

基本目標	“ 地域コミュニティの形成 ” を推進する地域づくり
基本方針	1−(3)　地域コミュニティの活性化
基本施策	**② 地域における社会参加活動（※）の促進**

現状と課題

- 社会参加活動は、地域での活動を通して、豊かな地域社会を築き、自らの生活の質を高める上で重要な役割を果たします。
- 市民アンケート調査結果では、地域の催しや行事、活動などに「（全く・あまり）参加していない」と答えた方が約 6 割となっています。また、障がいや病気、高齢などの理由により社会的な活動に制限がある人々が、地域社会において安全・安心に参加することがまだまだ難しい一面もあります。
- 社会参加活動の機会を増やす取り組みに加え、誰もが参加しやすい環境を整えることも必要となります。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- 地域のイベントや行事に参加してつながりを保っていきたい。（50 歳代 女性）
- 子どもとお年寄がふれあえるイベントがあると良いと思う。（50 歳代 女性）
- 機会をつくっても、強制するようで逆効果になることもあるので、自然と参加できるイベントがあればと思う。（50 歳代 女性）

主な取組内容

誰もが個人の能力や興味・関心に応じて、様々な形で社会的な活動に参加できるよう、積極的な情報提供を進め、個々の得意分野を活かせる機会の創出やマッチング支援、地域住民の交流を生む通いの場の充実などに取り組みます。

区　分	取　組　内　容
自　助 （市民）	●地域の社会参加活動に積極的に参加します。
共　助 （地域）	●地域活動の担い手となる人材を発見し、その得意分野を活かせる機会の創出に努めます。 ●地域活動に関する情報を発信し、住民が心のバリアを感じることなく気軽に参加できるような環境を整えます。 ●地域住民同士の交流の場を設け、関係性を築く機会を増やします。
公　助 （行政）	●ボランティア活動をはじめ様々な社会参加活動の情報を発信し、地域住民の積極的な参加を促します。 ●ボランティア人材について、「募集したい人」と「応募したい人」とのマッチング支援に努めます。

基本目標	“ 地域コミュニティの形成 ” を推進する地域づくり
基本方針	1−(3)　地域コミュニティの活性化
基本施策	**③ 官民連携の推進と先導的技術の活用促進**

現状と課題

- 今後も人口減少や少子高齢化が進み、単身世帯の増加に伴って地域の福祉ニーズも多様化・複雑化することが見込まれることから、行政と民間事業者が連携して対応することにより、効果的な解決策を見出すことが求められます。また、事業者のノウハウや技術を取り入れることにより、福祉分野の人材不足の解消にも寄与することができます。
- 統計資料からも福祉人材の不足が課題となっており、本市でも人口減少の局面が当面続くと推計されていることから、地域特性に合わせた官民連携の仕組みの構築やAIなど先導的技術の活用を進め、人的資源に頼りすぎることなく、福祉サービスの質の向上と地域活性化を図ることが課題となります。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- 必要と感じている人に対しての福祉サービスをもっと充実させてほしい。（70 ～ 74 歳 女性）
- 独り暮らしの高齢者が益々増えていくことが予想される。そのような社会であっても安心・安全に暮らしていけるよう、行政サービスの充実に加えて、地域の見守り活動や共助の仕組みの充実が図られるよう取り組むことが重要だと思います。（75 歳以上 女性）

主な取組内容

福祉サービスの質の向上と地域の活性化を図るため、様々な課題に対して、民間事業者が持つノウハウや技術の活用を図るための「包括連携協定」や「官民連携プラットフォーム※1」、「ふくしま公民連携窓口（通称：公民こねくと）※2」等の活用により効果的な福祉サービスの提供に取り組みます。

※1「官民連携プラットフォーム」
……行政と民間事業者が特定の課題を解決するために連携して取り組むためのプロジェクト
※2「ふくしま公民連携窓口（通称：公民こねくと）」
……民間事業者等からの提案や相談などを受け、連携して行政の課題を解決する仕組み

区　分	取　組　内　容
自　助 （市民）	●各種福祉サービスの把握に努め、自身の生活課題に対して効果的な活用を図ります。
共　助 （地域）	●地域の生活課題解決のために、行政機関と十分な連携を図ります。 ●地域が抱える多様な福祉ニーズ（生活課題）に対し、事業者が保有するノウハウや技術を生かした提案を心がけます。
公　助 （行政）	●市の地域福祉を取り巻く課題について効果的な情報発信に努め、民間事業者等からの提案や対話につなげます。 ●民間事業者等のノウハウを活用し、行政だけではできないきめ細かで質の高い福祉サービスの持続的な提供を目指します。 ●福祉サービスの質の向上について、民間事業者等との連携により効果的・効率的に取り組み、費用対効果の最大化を目指します。

基本目標 ❷

支援を必要とする人を“共に支え合う”地域づくり

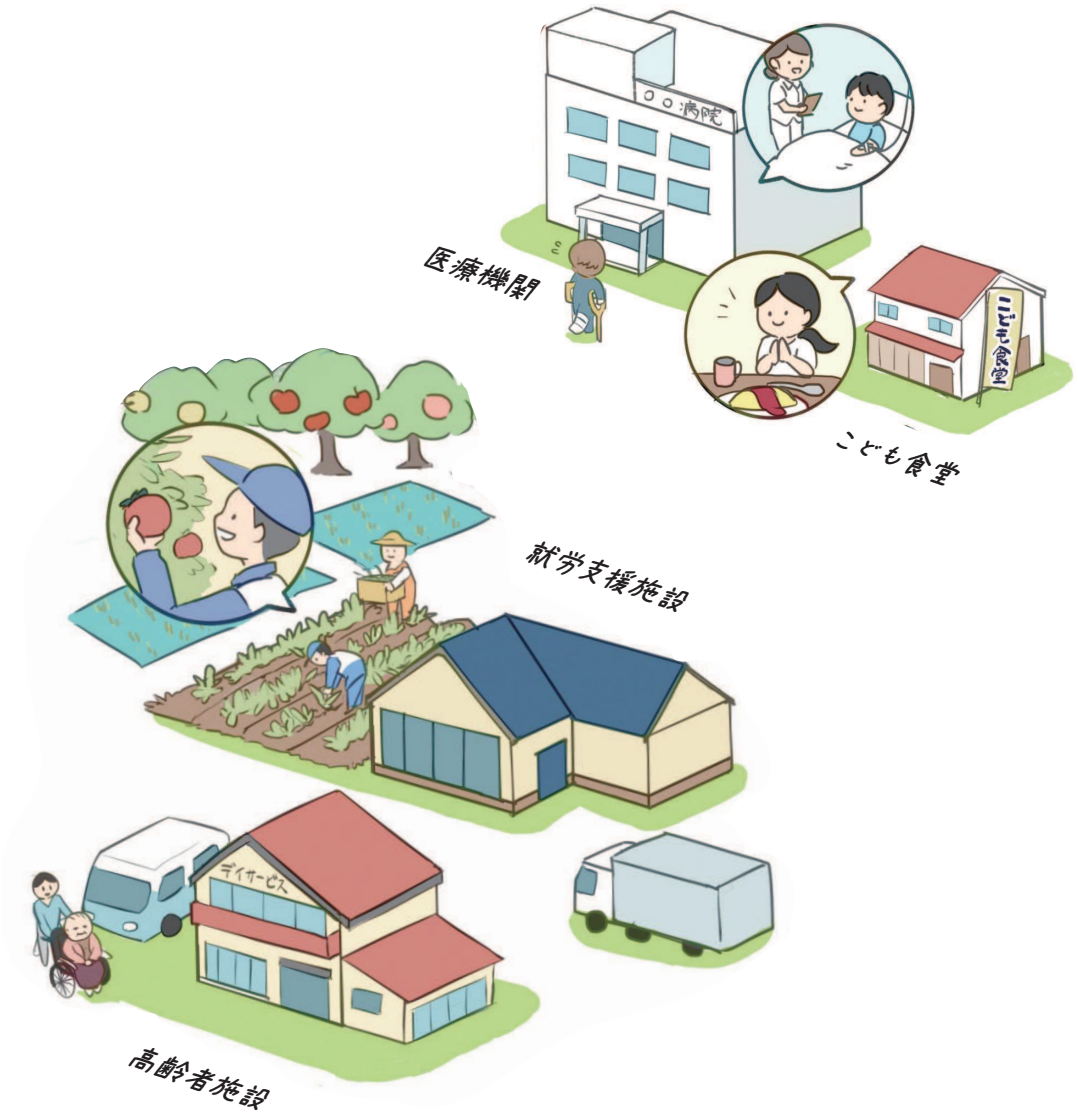

※「要配慮者」…高齢者、障がい者、こどもなどの災害時や緊急時に特に配慮が必要な人

基本目標	支援を必要とする人を“共に支え合う”地域づくり
基本方針	2−(1)　安全で安心な福祉の向上
基本施策	① 災害・緊急時の要配慮者（※）支援

現状と課題

- 要配慮者は、災害・緊急時に自ら安否を伝えたり、SOSを発信することが難しい場合があります。また、他者の支援なくして避難が困難な高齢者や障がい者などは、災害発生時の情報伝達や避難・避難誘導、避難所での生活などに特別な配慮が必要です。
- 要配慮者のうち特に支援を要する避難行動要支援者については、あらかじめその情報を把握し、地域の支援等関係者との間で共有するとともに、地域での見守り・支え合いネットワークを形成することで、必要な支援が円滑に行われる必要があります。
- 災害時に限らず、緊急時にも即応可能な支援体制の構築が求められます。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

※問：災害がおきた時に、地域の方にどのような支援（手助け）ができますか。

- 第1位　「大丈夫ですか」などの声掛け　34.5%
- 第2位　災害状況や避難情報などの伝達　16.1%
- 第3位　避難の手助け　15.1%

主な取組内容

災害・緊急時に他者の支援なくして避難が困難な方が、安全で安心して生活していくために、地域での見守り体制に加え、災害情報等の伝達や避難・避難誘導、避難所の環境整備などについて、平時から地域ぐるみの支援体制づくりに取り組みます。

区　分	取　組　内　容
自　助 （市民）	●自身や家族を守るために、普段から食料・飲料水の備蓄、避難経路の確認、緊急連絡先の確保など、災害・緊急時に備えます。 ●自身の避難行動力に応じて「避難行動要支援者」に登録します。 ●市の災害情報メールやSNSなどの効果的な活用を図ります。
共　助 （地域）	●地域で自力避難が困難な高齢者や障がい者などの把握に努めます。 ●地域での近所付き合いを大切にし、要配慮者に気を配ります。 ●地域住民同士で協力し合い、要配慮者を含む身近な人への情報伝達や安否確認、避難誘導などの支援に努めます。
公　助 （行政）	●災害・緊急時の円滑な避難誘導のため、事前に登録し支援等関係者でその情報を共有する「避難行動要支援者登録制度」を推進します。 ●要配慮者が安心して避難生活が送れるように、生活支援が可能な介護保険施設や障がい者支援施設などを「福祉避難所」に指定します。 ●自ら情報取得が困難な方に配慮した「伝わる」情報発信に努めます。 ●地域の団体や企業などとも連携し、見守り体制の構築に努めます。

基本目標	支援を必要とする人を“共に支え合う”地域づくり
基本方針	2−(1)　安全で安心な福祉の向上
基本施策	**② 地域福祉を支える基盤の強化**

現状と課題

- 地域福祉を支える基盤の強化を図るためには、地域福祉を推進する中核的な団体である社会福祉協議会をはじめ、福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人や関係機関・団体など、多様な主体との連携・協働が不可欠となります。
- 安定的に福祉サービスを提供し、より質の高い福祉サービスの提供を可能とするためにも、これら団体の人材育成や組織体制の強化などへの取り組みも求められます。
- 地域住民の福祉の増進や健康保持などを目的とする医療費助成制度や介護保険制度などは、家族の負担軽減を図り、地域での暮らしに安心感を与えるものであり、社会全体で見守り支え合う仕組みの一つでもあるため、今後も持続可能で、安定的かつ効率的にサービスを提供する必要があります。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- 充実した福祉サービスは大切ですが、まずは地域に密着した福祉サービスが必要だと思います。（60歳代 男性）
- 介護認定の時間がかかりすぎだと感じます。（50歳代 女性）

主な取組内容

社会福祉協議会などが行う公益的な福祉活動の基盤を強化するために、必要な支援を行います。また、福祉サービスの手続きにおいて、ICT※活用などにより簡素化を推進し、利便性を高めるとともに、各種医療費助成や介護保険などの地域住民の福祉の増進に資する制度については、安定的かつ効率的な運用に取り組みます。

※「ICT」…情報通信技術

区　分	取　組　内　容
自　助 （市民）	●自己の生活に役立てるため、福祉サービスについて日頃から情報収集に努めます。
共　助 （地域）	●地域住民が相互に支え合い・助け合う仕組みの構築に努めます。 ●ボランティアや専門的な知識・スキルを持つ人材を育成し、地域や組織内の定着を図ります。 ●地域住民や福祉関係団体、行政などと連携・協働し、適切で効果的な福祉サービスの提供に取り組みます。
公　助 （行政）	●社会福祉協議会などが行う公益的な福祉活動の基盤強化のために運営費の一部を補助します。 ●ICT※活用により業務の効率化を進め、福祉サービス利用者の利便性向上や負担軽減に取り組みます。 ●医療費助成や介護保険などの福祉制度の安定・効率化を図ります。

基本目標	支援を必要とする人を“共に支え合う”地域づくり
基本方針	2−(1)　安全で安心な福祉の向上
基本施策	**③ 自殺、権利擁護、虐待等に関する取り組みの強化**

現状と課題

- 『自殺』の背景には、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的な要因があります。その多くが防ぐことのできる社会的な問題であることから、様々な分野と連携し、その問題解決に地域全体で取り組むことが大切です。
- 本市では、令和３年から令和７年までの５年間に241人(男性168人、女性73人)が亡くなっており、自殺のハイリスク層である「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営者」の自殺者数が大半を占めています。
- 近年では、全国的に「こども」の自殺者数が増加傾向にあり、令和７年の児童生徒の自殺者数は、全国で538人と過去最多になっており、10代における死亡原因の１位が自殺であるとされています。
- 『権利擁護』は、高齢者や障がい者、こどもなど、社会的に支援を必要とする人々の権利・尊厳を守り、『虐待』や『権利侵害』を防止するとともに、自分らしく健やかに生活できるよう支援する仕組みです。
- 少子・高齢化が進み、家族をめぐる社会状況や個人の価値観が変化する中で、すべての人の権利が守られるように権利擁護支援や成年後見制度の活用を推進する必要があります。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- 身寄りのない高齢者、独居の高齢者など民間身元保証人、成年後見人などの充実（40歳代 男性）
- 夫が若年性認知症になり進行しています。今後、包括支援センターの方にお世話になるかと思います。そこで初めて色々な事を考えたり感じたりするのだろうと思っています。話しを聞いてもらうだけでもきっと心強いと感じると思います。（50歳代 女性）
- 私たちの子は「医療的ケア児」です。社会全体で医療的ケア※を必要としている人達に目を向けて欲しいと思っています。（30歳代 女性）

※「医療的ケア」…自宅で家族等が日常的に行う、医療的生活援助行為

主な取組内容

「福島市自殺対策計画」「福島市高齢者いきいきプラン」「福島市障がい者計画」「福島市こども計画」のうち、『自殺』『権利擁護』『虐待等』に関する記載を本計画の一部とみなし、一体的な展開を図ります。

とりわけ、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、多様性を認め合うことができる地域社会づくりに向けて、複合的な課題に対応するためのネットワークづくりや、これらの対策を支える人材の育成などに、他施策とも連携・協調して取り組みます。

区　分	取　組　内　容
自　助 （市民）	●自分一人で抱え込まず、周囲や各種相談窓口へ自らが相談します。（自殺・虐待等） ●人権や権利に対する理解を深め、人権尊重の心を育みます。（自殺･権利擁護･虐待等）
共　助 （地域）	●地域の見守り活動に協力し、自殺防止や、虐待・権利侵害の発生防止及び早期発見に努めます。また、発見した場合には、速やかに関係機関に通報します。（自殺・虐待等） ●高齢者や障がいがある本人、家族、支援関係者から成年後見制度の利用や権利擁護を目的とした生活の困りごとに関する相談を受け付け、解決に向けて自分ができる支援を行います。（権利擁護） ●地域において、生きる支援や権利擁護支援の担い手の育成に協力します。（自殺・権利擁護）
公　助 （行政）	●自殺に関する正しい知識の周知や、認知症、権利擁護、虐待等に関する普及啓発を図ります。（自殺・権利擁護・虐待等） ●「心のバリアフリー」による合理的配慮の提供等について、周知啓発活動に取り組みます。（権利擁護） ●関係機関や団体等との緊密な連携や、地域におけるネットワークを強化します。（自殺・権利擁護・虐待等） ●生活課題や権利擁護などに関する相談を受け付ける相談窓口を開設し、相談支援体制を整備します。（自殺・権利擁護・虐待等） ●生きる支援の担い手である「ゲートキーパー※」や権利擁護支援の担い手等の人材育成に努めます。（自殺・権利擁護） ※「ゲートキーパー」 自殺の危機を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。 ●複雑な生活課題に対応するため、分野を横断した包括的な支援の提供や、成年後見制度の利用促進を図ります。（自殺・権利擁護）

基本目標	支援を必要とする人を“共に支え合う”地域づくり
基本方針	2−(2)　包括的な支援体制の強化
基本施策	**① 孤独・孤立対策の推進**

現状と課題

●近年、ICTの急速な進展等により、地域住民の生活環境やライフスタイルは大きく変化してきています。加えて、人口減少・少子高齢化、核家族化や未婚・晩婚化などが、単身世帯や単身高齢者の増加を後押しし、これまで地域社会を支えてきた地縁・血縁的な「つながり」は希薄化の一途をたどっています。

●市民アンケート調査結果でも、約３割の方が「孤独」だと感じており、その内「孤独」の状態が5年以上続いている方が４割を超えています。

●孤独・孤立は、本人の嗜好や選択の結果だけを要因とするものではなく、経済的な問題や地域のつながりの希薄さなど、社会的な要因でも陥るものであり、誰にでも起こりえます。心身の健康や社会的なつながり、社会参加活動の低調にも影響を与えかねない深刻な課題であり、地域全体でこの課題に対応する仕組みづくりが必要です。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

●知人もおらず、とても孤独でおかしくなりそうでした。家から出てこられない人にもっとフォーカスする必要があるのではないかと思います。（30歳代　女性）

●地域で誘い合い、高齢者の孤立・孤独の解消に少しでも役立てたいと思っています。（75歳以上 女性）

主な取組内容

誰もが地域で孤立することなく、地域の中でゆるやかなつながりを保ち続けながら、見守り・支え合える仕組みづくりを進めます。また、孤独・孤立状態にある方には、本人や家族の立場・状況に応じて、継続的できめ細かな支援（伴走型支援）を行います。

区　分	取　組　内　容
自　助 （市民）	●地域の行事や活動などに積極的に参加し、地域とのつながりを深めます。
共　助 （地域）	●地域住民が互いに関心を持ち、声をかけ合います。 ●こども食堂やサロンなど、多様な居場所づくりに努めます。 ●孤独・孤立の状態にある人やその家族等の立場に立って、自分ができる支援をします。
公　助 （行政）	●「官民連携プラットフォーム※」を設置し、地域や様々な分野の専門人材、関係機関などと、情報共有や連携できる仕組みを構築します。 ※1「官民連携プラットフォーム」 行政と民間事業者が特定の課題を解決するために連携して取り組むためのプロジェクト ●切れ目のない相談支援の体制を整備します。 ●様々な分野の専門人材や関係機関などと連携し、本人や家族等に対して伴走型支援が可能な体制を整備します。

基本目標	支援を必要とする人を“共に支え合う”地域づくり
基本方針	2−⑵　包括的な支援体制の強化
基本施策	**② 生活状況に応じた困窮者支援の推進**

現状と課題

- 近年、生活困窮者は増加傾向にありますが、経済的な困窮のみならず、就労の課題、心身の不調、住まいの確保、家族問題、家計の問題、多重債務、社会的な孤立など、多様で複合的な課題を有していることが多く、これら生活全般の様々な課題に対応できる支援体制の構築が必要になっています。
- 生活困窮者の支援にあたっては、福祉、就労、教育、住宅などの関係機関等との緊密な連携のもと、本人の状況に応じた、包括的で継続的な支援を提供することなどにより、セーフティネットの充実・強化を図る必要があります。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- 「福祉」と言うと経済的、身体的に弱い立場にある人を支援していくイメージが強いですが、多様な時代の中で一人でも多くの方が元気に日々を過ごせる社会づくりが大切だと思います。（50歳代）

主な取組内容

生活困窮者の相談支援について、相談窓口への相談支援員の配置や関係機関との連携強化を図ることで、生活困窮者を早期に把握し、生活や就労等の幅広い相談支援を行います。また、庁内関係部署や関係機関との連携による支援会議の開催などを通じて、地域のネットワークを構築し、自立相談や住居確保、就労、子どもの学習支援など、包括的な支援体制を整備するとともに、生活保護制度との連携も図りながら、切れ目のない一体的な支援を確保します。

区　分	取　組　内　容
自　助 （市民）	●自分自身や家族が生活課題の解決に自ら取り組みます。 ●福祉サービスや生活に必要な情報の収集に努めます。
共　助 （地域）	●地域において、生活困窮者の早期把握や見守りのためのネットワークづくりに努めます。 ●地域のボランティア団体等による生活困窮者の支援に努めます。 ●地元企業や労働者団体が協力し、生活困窮者に職業訓練の機会や就職活動のサポートの提供に努めます。
公　助 （行政）	●庁内関係部署や関係機関等との支援会議を開催し、生活困窮者に関する情報共有を行います。 ●包括的な相談支援とともに、住居確保や就労、こどもの学習支援など、自立支援を行います。 ●生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の連携などにより、生活困窮者に対するセーフティネットの充実・強化を図ります。

基本目標	支援を必要とする人を“共に支え合う”地域づくり
基本方針	2−(2)　包括的な支援体制の強化
基本施策	**③ 地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築**

現状と課題

- 高齢者、障がい者、こども等の各分野においては、個人や世帯の中で課題が複雑・複合化しているケースや、「制度の狭間」にありサービスにつながらないケースなどが見られ、分野ごとに専門分化された相談体制だけでは対応が十分でない場合があります。
- 福祉サービスを必要とする地域住民とその世帯が抱える、福祉や介護、保健医療、住まい、就労、教育などに関する固有の生活課題に加え、地域社会からの孤立やあらゆる分野の活動に参加する機会の確保など地域全体の課題も含め、様々な地域生活課題を的確に把握し、関係機関と連携の上、解決につなげる必要があります。
- 福祉サービスを提供する際には、必要な時に、途切れることなく、速やかに包括的な支援が提供できる体制の構築が重要となります。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- 今後、独り暮らしの高齢者が益々増えていくことが予想されます。そのような社会でも安心・安全に暮らしていけるよう、行政サービスの充実に加えて、地域の見守り活動や、共助の仕組みの充実が図られるよう取り組むことが重要だと思います。（60 歳代 男性）

主な取組内容

「制度の狭間」にあり、必要な支援が届いていなかった方や、複雑・複合的な課題（ひきこもり、ヤングケアラー※、ごみ屋敷 など）を抱えている方に対して、関係機関が連携し、世代や属性に捉われない包括的な支援を可能とする体制づくりに取り組みます。

※「ヤングケアラー」…家事や家族の介護、世話などを日常的に行っている 18 歳未満のこども

区　分	取　組　内　容
自　助 （市民）	●地域の中では、誰かを支え、誰かに支えられるという役割があることを理解し、お互いに尊厳や人格を認め合います。 ●生活課題の解決に向け必要な情報を収集し、積極的に相談します。 ●ボランティア活動や地域活動に積極的に参加し、交流を深めます。
共　助 （地域）	●いつでも気軽に立ち寄ることができる居場所づくりに努めます。 ●地域でのボランティア活動や地域活動の活性化を図ります。 ●地域住民が、主体的に地域生活課題を把握し、解決に取り組むことができる地域づくりを進めます。
公　助 （行政）	●関係機関等との連携により、必要な支援を包括的に提供します。 ●居場所づくりを支援するなど、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境を整備します。 ●医療、介護、住まい、生活支援などを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」など分野横断的な体制の構築・推進に努めます。

基本目標	支援を必要とする人を“共に支え合う”地域づくり
基本方針	2−(2)　包括的な支援体制の強化
基本施策	**④ 重層的支援の推進 （福島市重層的支援体制整備事業実施計画）**

福島市重層的支援体制整備事業実施計画

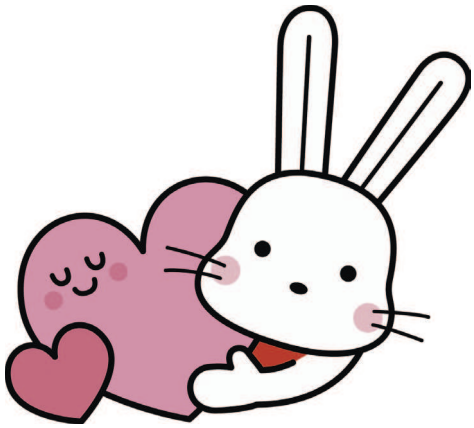

❶ 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

（1）趣旨・目的

「基本施策2-(2) -④重層的支援の推進」は、これまでの属性別の制度を横断的に重ね合わせながら、行政のみならず市民や地域の多様な主体とともに施策を推進することで、身近な地域で市民が主体的に複雑・複合的な問題を把握し、解決を試みることができる体制の構築を図り、もって地域共生社会の実現を目指すものであり、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の5の規定に基づく重層的支援体制整備事業実施計画としても位置付けるものです。

福島市は、地域全体で複雑・複合的な問題の把握や解決を試みる体制の構築に向け、令和４年度から本格的に重層的支援体制整備事業に取り組んできました。これまでの取り組みの成果によって、後述の事例を含む複雑・複合的な問題の探知を可能にするとともに、こうした問題を抱える方々と継続的に関わりを持ちながら信頼関係を築き、身近な地域で自立的な生を継続できるように支援してきました。

今後も、取り組みにあたっては、潜在的に問題を抱える世帯の把握と対象者本人との信頼関係の構築に努め、関係機関・団体とも連携しながら、**①属性を問わない相談受け止め（相談支援）、②社会とのつながりづくり（参加支援）、③世代や属性を超えた居場所の整備（地域づくりに向けた支援）**の３つの支援を一体的かつ効果的に実現する包括的な支援体制を市全体で構築し、重層的支援を推進していきます。



（出典：厚生労働省ホームページより）

（2）この計画の位置付け

この計画は、目的や方策を同じくする福島市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に包含することで、一体的な展開を図ります。

（3）この計画の期間

令和9年度から令和16年度までの8年間とします。
なお、社会情勢などを踏まえて、計画期間の中間となる4年後に内容の見直しを行います。

❷ 現状と課題

（1）これまでの取り組みから

福島市は、これまで、市民や地域の多様な主体から寄せられた地域住民の複雑・複合的な生活課題への対応にあたり、自ら支援を求めることができない方には積極的に直接必要な支援を届ける「アウトリーチ」の手法により、支援対象者の把握と相談支援に努めてきました。また、こうした方々の中には、周囲との関わりを拒む方もいますが、家庭訪問等による丁寧な働きかけを通じて関係性を構築し、適切な支援に繋がった事例もあります。さらには、こうした方々のニーズ把握に努め、地域社会とのつながりを作るための支援や、つながりを作る地域活動も支援してきました。

一方で、地域全体で複雑・複合的な問題の把握や解決を試みていくためには、関係機関が一層、地域の生活課題や社会資源に関する情報の把握・共有を図り、地域の中で互いに支え合う仕組みづくりに取り組むことが必要です。

（2）具体的事例から

福島市がこれまで取り組んできた重層的支援体制整備事業の中から、実際に携わったケースを以下に３例紹介します。いずれの事例も行政・市民・地域の多様な主体が情報共有や支援のあり方の検討をしながら関わりを持ってきましたが、世帯が抱える生活課題はそれぞれに異なり、その関わり方も一様ではありません。その一方で、いずれのケースにおいても、その世帯の生活課題に関係する機関・団体が連携することで解決の糸口につながることから、いかに関係機関が連携し、機会を捉えてその世帯にアプローチしていけるかが課題となっています。

ケース❶

生活困窮　地域とのつながりを契機に生活安定へ

- 親（80代 アルバイト勤務）と子（50代 無職・ひきこもり）の２人世帯。
- 親から民生委員への相談により、世帯の生活困窮を探知。
- 民生委員や地域包括支援センターの訪問・聴き取りから、世帯の希望が経済的安定以上に、子の社会参加であることを確認。
- 地域団体の協力により、子が農作業体験（有償ボランティア）に参加し、社会参加への不安が少しずつ払しょく。
- 体験後、子の意向で求職活動を開始しパートタイム勤務に繋がる。

ケース❷

セルフ・ネグレクト※　関係機関の連携で即応支援

- 親（80代 無職）と子（50代 無職）の２人世帯。
- 親族から地域包括支援センターへの相談により、子がセルフ・ネグレクト、親が介護サービスを利用しながら子を世話する状況を探知。
- 子が関係機関等との関わりを強く拒否していたため、あらかじめ親を含む関係機関（地域包括支援センター、管轄消防など）との間で情報共有し、即応体制を整備。
- 子が救急搬送となった際も、事前の関係機関の情報共有により、臨機の対応が可能となり、子も治療に前向きに。親は介護サービスの見直しに繋げることが可能となる。

※セルフ・ネグレクト…医療・介護サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の維持ができなくなっている状態

ケース❸

ごみ屋敷　信頼関係構築で行動変容へ

- 50代、無職の単身世帯。自宅内に大量のごみを放置。
- 地区の民生委員から地域包括支援センターへの相談をきっかけに、自宅内の散乱状況や本人の健康状態を探知。
- 近隣住民が放置ごみによる火災等への不安があることも確認。
- 敷地内のごみが散乱した際には、近隣住民や親族が協力し片付けていたものの、本人はこの作業には関心を示さず不参加。
- 関係機関が継続して訪問し信頼関係を徐々に構築していくことで、本人がごみをまとめるなどの行動変容につながる。
- その他生活課題の改善に向け、本人との信頼関係をさらに構築中。

（3）アンケート調査の結果概要

前項の具体的な取組結果とは別に、令和６年度に実施した地域福祉計画の市民アンケート調査結果（次頁）では、多様な悩みや不安を抱える中で、家族や知人・友人など間柄が近しい人に相談する傾向がある一方、困ったときには身近な地域の人の手助けを望んでいる状況が確認されました。

今後は、間柄が近しい人だけでなく、地域の多様な主体や行政がそれぞれの役割に応じて地域社会の中でつながり、ともに悩みを共有し解決を試みる「支え合い」の関係性が必要です。

データ

市民アンケート調査結果

問8　日常生活で主にどのような悩みや不安がありますか。（○は3つまで）

選　択　肢	回答者	構成比
自分の健康・病気に関すること	470	22.6%
自分の仕事・将来・老後に関すること	515	24.7%
自分の子どもの育児や教育に関すること	156	7.5%
自分の住まいに関すること	90	4.3%
お金(生活費、財産管理、相続など)に関すること	433	20.8%
人間関係、人との付き合い方に関すること	79	3.8%
家族の介護に関すること	173	8.3%
自分や家族のひきこもりに関すること	20	1.0%
その他	19	0.9%
特にない	126	6.1%
合　計	2,081	100.0%

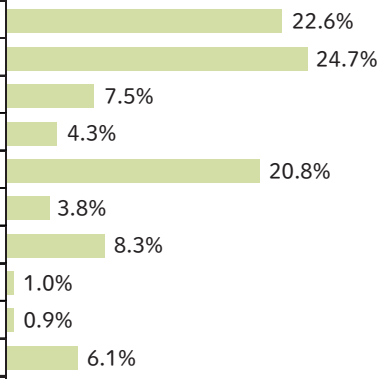

問8−1　日常生活の悩みや不安は、主に誰と相談しますか。（○は3つまで）

選　択　肢	回答者	構成比
同居している家族	623	39.5%
同居していない家族	300	19.0%
知人、友人、職場の人	355	22.5%
近所の人、町内会の役員	26	1.6%
行政機関(市役所や支所など)	30	1.9%
民生委員、児童委員	13	0.8%
かかりつけの病院や薬局	93	5.9%
社会福祉協議会	4	0.3%
地域包括支援センターや福祉施設	42	2.7%
その他	18	1.1%
身近に相談できる人や機関がない	18	1.1%
相談しない	57	3.6%
合　計	1,579	100.0%

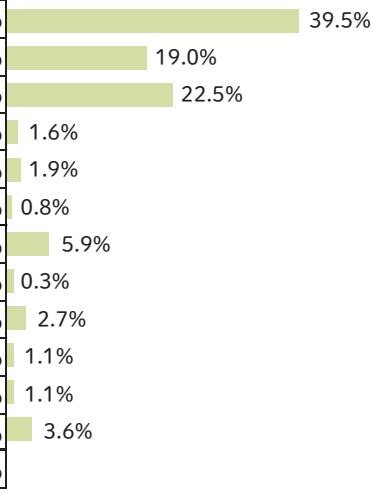

問 12　困りごとがあった場合、地域の人から手助けしてほしいですか。（○は1つ）

選　択　肢	回答者	構成比
手助けしてほしい	370	38.3%
手助けしてほしくない	30	3.1%
自分で解決する	252	26.1%
わからない	293	30.3%
無回答	21	2.2%
合　計	966	100.0%

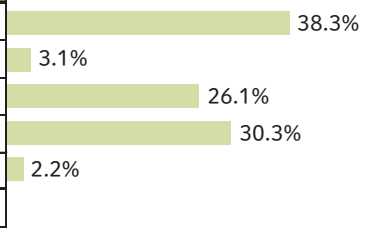

❸ 基本理念・基本目標・基本方針

地域福祉計画の基本理念、基本目標及び基本方針をもって、この計画の基本理念等とします。

この場合において、包括的支援体制整備事業支援会議の設置をこの計画の中核に位置付けます。また、本会議を活用し、複雑・複合化した問題を抱える方の情報共有や支援のあり方の検討をしていくことで、地域が一体となり複雑・複合的な課題を抱える方を支援できる体制を構築し、支援対象者の生活課題に応じた福祉サービス・支援の提供を図ります。

❹ 重点課題

(1) つながる相談支援の実現

複雑・複合化した課題を抱える市民の中には、自ら支援を求めることが困難な方や支援が必要な状況にあるにもかかわらず支援が届いていない方もいることから、引き続き、こうした方々の探知に努め、必要な支援を受けられるよう、関係機関が地域の情報を共有するとともに、相談支援を通じてこうした方々との信頼関係を築き、ニーズを把握しながら必要な情報の提供や助言をしていくことが必要です。

(2) 多様な資源の活用

複雑・複合化した課題の解決には、それらの課題を包括的に受け止め、それぞれの課題に応じた属性（分野）ごとの支援が必要です。属性ごとの支援は、重層的支援体制整備事業の実施以前から提供されているものも多く、ノウハウや関係機関との連携などの資源が蓄積されています。重層的支援の実施にあたっては、こうした多様な社会資源を有効に活用し、効果的に組み合わせるなど、複雑な課題を抱える方のニーズに合わせ支援していくことが必要です。

(3) 関係機関の連携強化

複雑・複合化した課題の解決には、これまでの属性（分野）ごとの支援や関連する属性（分野）による支援はもとより、複数分野の支援を組み合わせて総合的に提供することが必要なことから、様々な属性の支援機関がこうした課題を抱える市民の情報や、その解決に向けた支援方針を共有し、協働して支援にあたることが必要です。

❺ 取り組み内容

(1) 重層的支援体制整備事業の概要

① 包括的相談支援事業

以下の相談支援機関が、それぞれの対象分野（属性）を基本としながらも、寄せられた相談は包括的に受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供等を行います。

また、受け止めた相談のうち、単独の相談支援機関では解決が難しい事例は、適切な支援関係機関へのつなぎや、連携を図りながら支援を行います。

福島市地域包括支援センター　長寿福祉課

設置数	主な対象分野	運営形態
22か所	高齢者	委託

基幹相談支援センター　障がい福祉課

設置数	主な対象分野	運営形態
1か所	障がい者	委託

こども家庭センター・えがお　こども家庭課

設置数	主な対象分野	運営形態
1か所	こども	直営

地域子育て支援センター　こども政策課

設置数	主な対象分野	運営形態
23か所	こども	委託

こども政策課

設置数	主な対象分野	運営形態
1か所	こども	直営

幼保企画課

設置数	主な対象分野	運営形態
1か所	こども	直営

生活福祉課

設置数	主な対象分野	運営形態
1か所	生活困窮者	直営

② 参加支援事業

以下の提供体制により、支援対象者本人のニーズを丁寧にアセスメントしたうえで、社会とのつながり（就労支援を含む。）を作るための支援を行います。

共生社会推進課	
対象分野	全ての分野
事業内容	既存の社会参加の取り組みでは対応が困難な方やその家族のニーズや抱える課題を把握した上で、地域資源や支援メニューをマッチングします。参加後のフォローアップ等に取り組みます。 また、マッチングした方のフォローアップや、把握したニーズに対応するための地域資源の把握や拡充に取り組みます。
支援機関	福島市社会福祉協議会・福島地域福祉ネットワーク会議
設置数	2か所
運営形態	委託

③ 地域づくりに向けた支援事業

以下の支援機関が実施する、居場所づくりや通いの場づくりの活動を通じ、地域住民同士の交流や支え合いの関係性の構築を促します。

また、これらの場の創出は、地域の中で人と人とをつなぎ、地域住民の気付きや日常的に相談し合う関係性の深化が期待されるため、これまで地域活動にあまり接点のなかった地域住民の参加も促しながら、地域全体で課題解決に関われるネットワークづくりを目指します。

福島市地域包括支援センター　長寿福祉課

設置数	22か所	主な対象分野	高齢者	運営形態	委託

地域活動支援センター　障がい福祉課

設置数	4か所	主な対象分野	障がい者	運営形態	委託

地域子育て支援センター　こども政策課

設置数	23か所	主な対象分野	こども	運営形態	委託

特定非営利活動法人ビーンズふくしま　共生社会推進課

設置数	1か所	主な対象分野	すべて	運営形態	委託

福島市社会福祉協議会　共生社会推進課

設置数	1か所	主な対象分野	すべて	運営形態	委託

④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

以下の提供体制により、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい方に対し、継続的な伴走による支援を行います。

共生社会推進課	
対象分野	全ての分野
事業内容	支援関係機関や地域住民と連携し、複雑・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない方を把握します。 また、把握後はこうした方へ丁寧に働きかけ信頼関係構築に努め、必要な支援へと繋げていきます。
支援機関	共生社会推進課・福島市地域包括支援センター
設置数	1か所・22か所
運営形態	直営・委託

⑤ 多機関協働事業・支援プランの作成

以下の提供体制により、課題が複雑・複合化した事例等に関して、課題の解きほぐしを行い、各支援機関の役割分担のもと、各支援機関の連携により支援します。また、本人の同意を得た上でプランを作成し、対象者等を支援します。

共生社会推進課	
対象分野	全ての分野
事業内容	複雑・複合化した課題を抱える方への適切な支援提供に向け、「福島市包括的支援体制整備事業支援会議」（以下、「支援会議」という。後述。）を通じた情報共有や役割分担にて、支援関係機関間の連携を図ります。 また、支援を望まれる方へは、「重層的支援会議」（以下、「支援プラン検討会議」という。後述）を通じ、支援提供に向けたプランを作成します。
支援機関	共生社会推進課
設置数	1か所
運営形態	直営

（2）事業評価・見直しについて

「福島市社会福祉審議会　地域福祉専門分科会」における地域福祉計画の進捗管理（年次点検）にあわせ、（1）の事業に対する評価・見直しを実施していきます。

❻ 推進体制

（1）包括的支援体制整備事業支援会議（支援会議）

複雑・複合化した生活課題を抱える方やその世帯（以下「支援対象者等」という。）へ適切な支援を提供するため、市関係部署のほか、前記５（1）の参加支援事業者やアウトリーチ等継続支援事業者、多機関協働事業者、などにより構成する「福島市包括的支援体制整備事業支援会議（以下「支援会議」という。）」を設置します。

この支援会議は、社会福祉法第 106 条の 6 第 1 項に規定する支援会議に位置付けるものとし、自ら支援を求めることが困難な方や支援が必要な状況にあるにもかかわらず支援が届いていない方などの情報交換や必要な支援体制の検討を行い、支援関係機関が協力して支援を行うため開催します。

なお、支援会議の事務局は共生社会推進課が務めるものとし、庁内関係各課の福祉サービスや民間が保有する社会資源の効果的な活用に向けて、ハブ的な役割を果たします。

（2）重層的支援会議（支援プラン検討会議）

前記（1）の支援会議のうち、支援対象者等から関係機関での情報共有にかかる本人同意を得た上で、当該ケースのプランを共有したり、プランの適切性などを協議するため、支援プラン検討会議を開催します。

この会議では、社会資源の把握や創出等に努めるものとし、複数の支援関係機関による支援を必要とする支援対象者等への支援を一体的かつ計画的に進めていきます。



（支援関係機関や庁内関係各課による「支援会議」の様子）

※「社会的包摂」…全ての人が、個々の能力を発揮して活躍できる社会

基本目標	支援を必要とする人を“共に支え合う”地域づくり
基本方針	2−(3)　地域における社会的包摂（※）の推進
基本施策	**① 誰もが安心して自由に生活できる環境の整備**

現状と課題

- 誰もが互いに尊重し、自立した日常生活や社会生活を送ることができる生活環境を実現するためには、物理的な障壁をなくすハード面の対応だけではなく、意識や行動の障壁をなくすソフト面での対応も必要です。また、安心して生活するためには、地域の中で他者にも関心を持って互いに理解し合い、支え合う関係性が重要です。
- 市民アンケート調査結果では、「地域の人に支えられた（助けられた）」と感じた方は、4 割程度にとどまっています。
- 地域住民の多様な社会参加を促し、合理的配慮※のもと、年齢や属性、状態像にかかわらず、その人らしく誰もが安心して自由に生活できる地域づくりが求められています。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- 多様性を感じられる地域になってほしい。（10～20 歳代）
- 障がい者にもやさしい街であってほしいと思います。（50 歳代 女性）
- 私たちの子は「医療的ケア児」です。社会全体で医療的ケア※を必要としている人達に目を向けて欲しいと思っています。（30 歳代 女性）

※「医療的ケア」…自宅で家族等が日常的に行う、医療的生活援助行為

主な取組内容

多様な人々が地域で安心して自由に生活できるように、合理的配慮※の提供を呼びかけるとともに、ソフト面のバリアフリー（偏見や差別などを取り除く「心のバリアフリー」を含む。）を社会全体で推進し、社会的な障壁を取り除く考え方や行動を広めます。

※「合理的配慮」…障がいのある方もない方も日常生活や社会活動に参加できるように、過重な負担にならない範囲で行われる配慮や環境調整

区　分	取　組　内　容
自　助 （市民）	●身近な人との会話を大切にします。 ●自分にできることはないか意識して周りに目を向けます。 ●困っている方を見かけたら積極的に声掛けをします。 ●一方的に決めつけず、相手の考えや思いに耳を傾けます。
共　助 （地域）	●社会にある 4 つのバリア（物・決まり・文化情報・心）の理解に努めます。 ●福島市が取り組むバリアフリー推進事業に賛同し、「バリアフリー推進パートナー」として連携・協力に努めます。
公　助 （行政）	●「心のバリアフリー」の普及啓発に取り組みます。 ●「ヘルプマーク※1」や「介護マーク※2」などのバリアフリーに関するサインやシンボルマークの普及啓発に取り組みます。 ※1「ヘルプマーク」…障がい、難病、妊娠など援助や配慮が必要なことを知らせるマーク ※2「介護マーク」……介護をする方が介護中であることを知らせるマーク ●官民一体で心のバリアフリーを推進できる環境づくりに取り組みます。

※「社会的包摂」…全ての人が、個々の能力を発揮して活躍できる社会

基本目標	支援を必要とする人を“共に支え合う”地域づくり
基本方針	2−(3)　地域における社会的包摂（※）の推進
基本施策	**②身近な地域間での連携した取り組みの推進**

現状と課題

●地域住民が安心して生活するために、住んでいる地域の中で必要とする福祉サービスが必要な時に十分に提供されることが望ましいですが、福祉サービスの分野・種類によっては、自己の日常的な生活エリアを超え、同一市内の他地区や近隣市町村で提供されるものなど、提供エリアは狭域から広域なものまで様々です。地域の社会資源（施設、サービス、情報、人 など）を地域住民のみならず、身近な地域間で共有し、有効に活用するとともに、連携・協働して社会資源の創造・開発に努めていくことが、共生社会を推進する上でも大切な取り組みになります。

●地域の社会資源のうち、広域的な対応が求められる介護人材の状況については、従事する職員に人員不足が見られ、令和 22 年度には県全体で 7,504 人まで不足が拡大すると推計されています。また、福祉サービスと密接な関係にある医療資源については、県北医療圏では人口 10 万人あたりの医師数が全国平均を下回る結果（※福島県立医科大学の医師数を除いた場合）となっており、県内の看護職員も今後も不足すると推計されているため、特に社会資源が不足する分野においては、多様な主体と広域的に連携し、地域の社会資源を有効に活用していくことが求められます。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

●多様な時代の中で一人でも多くの方が元気に日々を過ごせる社会づくりが大切だと思います。今後の市の取り組みには新しい概念での福祉の取り組みにも期待します。（50歳代）

主な取組内容

介護や医療など地域の社会資源が不足する分野については、市民の生活圏域も念頭に置きながら、多様な主体による広域的な連携を図ります。

区　分	取　組　内　容
自　助 （市民）	●適塩や検診、介護・フレイル予防※などの健康づくりに取り組みます。 ※「フレイル予防」 加齢によって身体や心の機能が低下し、要介護状態になるリスクが高まった状態（フレイル）を防ぐこと ●地域医療の確保のため、救急医療機関の適正受診を心がけます。
共　助 （地域）	●地域の社会資源についての情報共有を図り、多様な主体と積極的に連携します。 ●福祉サービスや保健医療サービスなどが連携する「地域包括ケアシステム」に参加し、発展・拡充させていくことに協力します。
公　助 （行政）	●平日夜間、土日祝日等の救急医療体制の充実を図ります。 ●ふくしま田園中枢都市圏（県北 9 市町村で構成）などで広域的な連携や課題の解決を図ります。

※「社会的包摂」…全ての人が、個々の能力を発揮して活躍できる社会

基本目標	支援を必要とする人を“共に支え合う”地域づくり
基本方針	2−(3)　地域における社会的包摂（※）の推進
基本施策	**③ 寄附・共同募金・ボランティア等の取り組みの推進**

現状と課題

- 個人やその家族が抱える生活課題や地域の課題（災害、高齢化、こどもの居場所等）は多種・多様で、公的な支援制度や行政の対応だけでは対応しきれないのが現状です。
- 寄附や共同募金、ボランティア活動等は、「困ったときはお互いさま」の共助の精神のもと、迅速かつ柔軟な支援を可能にするもので、被災者やこども、生活困窮者などの社会的弱者にも直接的に支援ができる大切な地域活動であり、公的な支援体制と相まって地域の課題解決や地域の活性化にも貢献できる取り組みの一つです。
- 市民アンケート調査結果では、地域ボランティア活動への参加に、約８割の方が、「（全く・あまり）参加していない」と答えています。地域住民の「助け合い」「思いやり」の気持ちの高まりが、地域福祉への関心の向上につながり、地域住民が主体的に生活課題の解決に取り組むことにも役立ちます。
- 地域づくりにおける官民協働の促進や、地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取り組みの推進が必要です。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- 施設やボランティア団体への些少の金額の寄附により多少なりとも役に立ててもらいたい。（75歳以上 男性）
- 「福祉」と言うと経済的、身体的に弱い立場にある人を支援していくイメージが強いですが、多様な時代の中で一人でも多くの方が元気に日々を過ごせる社会づくりが大切だと思います。（50歳代）

主な取組内容

様々な地域の課題も地域住民の手によって主体的に解決できるように、地域住民の地域福祉に対する関心を高め、寄附や共同募金、ボランティア活動等への取り組みを積極的に促しながら、地域でつながり、支え合える関係づくりを推進します。

区　分	取　組　内　容
自　助 （市民）	●自分ができる範囲で寄附や共同募金、ボランティア活動等に取り組みます。
共　助 （地域）	●地域づくりに貢献できる寄附や募金等の運動に協力します。 ●寄附や募金等を通じて、地域福祉への関心喚起に協力します。
公　助 （行政）	●寄附や募金等の活動促進のため、官民協働で取り組みます。 ●福祉部門に関連した基金において、適正運用と積極的な寄附募集に努めます。

※「社会的包摂」…全ての人が、個々の能力を発揮して活躍できる社会

基本目標	支援を必要とする人を“共に支え合う”地域づくり
基本方針	2−(3)　地域における社会的包摂（※）の推進
基本施策	**④ 再犯防止の推進（福島市再犯防止推進計画）**

福島市再犯防止推進計画

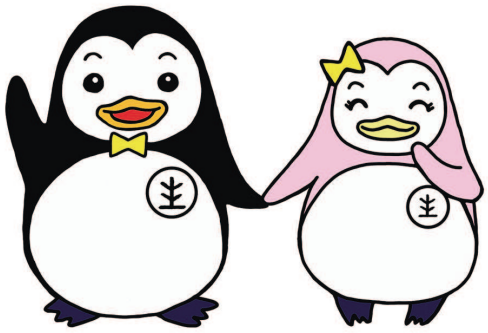

※更生保護のマスコットキャラクター
左：「ホゴちゃん」右：「サラちゃん」

❶ 再犯防止推進計画の策定

（1）趣旨・目的

「基本施策 2-(3)-④再犯防止の推進」は、国の再犯防止推進計画を踏まえ、本市において再犯防止に関する施策の推進を図ることで、地域共生社会の実現を目指すものであり、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）第 8 条の規定に基づく地方再犯防止推進計画としても位置付けるものです。

なお、取組みにあたっては、国・県との適切な役割分担のもと、国・地方公共団体・民間協力者等と連携して取り組みを推進します。

（2）この計画の位置付け

この計画は、目的や方策を同じくする福島市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に包含することで、一体的な展開を図ります。

（3）この計画の期間

令和9年度から令和16年度までの8年間とします。

なお、社会情勢などを踏まえて、計画期間の中間となる4年後に内容の見直しを行います。

（4）この計画に基づく再犯防止施策の支援対象者

再犯防止施策の支援対象者は、「犯罪をした者」又は「非行のある少年（以下「非行少年」という。）」若しくは「非行少年であった者」とします。



（法務省ホームページより）

❷ 現状と課題

（1）検挙人員及び再犯者率

県内の刑法犯の検挙人員は、ここ数年、毎年 2,000 人程度で推移しており、その再犯者率についても令和 5 年度で 46%と、全国とほぼ同様の状況にあります。

データ❶

検挙人員／再犯者率データ

◆刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率
（犯罪をした者を検挙した都道府県警察の所在する都道府県別）

		令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
福島県	検挙人員	2,004	1,833	2,046	2,192	2,139
	（内再犯者）	997	844	941	1,023	977
	再犯率	49.8%	46.0%	46.0%	46.7%	45.7%
全国	検挙人員	175,041	169,409	183,269	191,826	200,663
	（内再犯者）	85,032	81,183	86,099	88,697	92,003
	再犯率	48.6%	47.9%	47.0%	46.2%	45.8%

資料：国統計データ（抜粋）

（2）収容者の状況

満期釈放者は、全国と比べ、適当な帰住先がない者が多く、就労先が確保できている者の割合も低い傾向にあります。

データ❷

帰住先等調査結果

◆刑務所出所時に帰住先がない者(※)数及びその割合（出所施設の所在する都道府県別）

		令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
福島県	刑務所出所人員	657	654	602	548	530
	（内帰住先がない者）	128	153	102	101	95
	帰住先がない者の割合	19.5%	23.4%	16.9%	18.4%	17.9%
全国	刑務所出所人員	17,809	17,143	16,233	15,069	14,487
	（内帰住先がない者）	2,844	2,678	2,591	2,179	2,113
	帰住先がない者の割合	16.0%	15.6%	16.0%	14.5%	14.6%

資料：国統計データ（抜粋）

※「帰住先がない者」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した者であり、帰住先が不明の者や暴力団関係者などを含む

データ❸

就職者調査結果

◆刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合
（対象者の相談を受けたハローワークが所在する都道府県別）

		令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
福島県	支援対象者	154	126	91	83	119
	就職した者	36	28	30	39	56
	就職した者の割合	23.0%	22.0%	33.0%	47.0%	47.0%
全国	支援対象者	6,221	6,219	6,185	6,370	6,654
	就職した者	3,130	3,004	3,072	3,431	3,367
	就職した者の割合	50.3%	48.3%	49.7%	53.9%	50.6%

資料：国統計データ（抜粋）

その他統計資料ＵＲＬ

犯罪統計
https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/statistics.html
検察統計
http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kensatsu.html
成人矯正統計
http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html
少年矯正統計
http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_shonen-kyosei.html
保護統計
http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_hogo.html

（3）アンケート調査の結果概要

令和６年度に実施した地域福祉計画の市民アンケート調査結果では、「非行や犯罪の防止、非行や犯罪をした人の立ち直りや見守り、声かけなどに協力したいと思いますか」との問に、「わからない（25.5%）」・「思わない（19.6%）」・「どちらかといえば思わない（19.8%）」と答えた方の割合が64.9% でした。矯正施設が所在する本市においても、再犯防止に関する市民の理解が進んでいない状況が確認されます。

今後は、再犯防止に関する広報や、犯罪をした者等であっても立ち直りを決意した者が再び地域社会の一員として受け入れられるような啓発が必要です。

データ❹

市民アンケート結果

問21 非行や犯罪の防止、非行や犯罪をした人の立ち直りや見守り、声かけなどに協力したいと思いますか。（〇は１つ）

選択肢	回答者	構成比
思う	96	9.9%
どちらかといえば思う	217	22.4%
どちらかといえば思わない	191	19.8%
思わない	189	19.6%
わからない	246	25.5%
無回答	27	2.8%
合計	966	100.0%

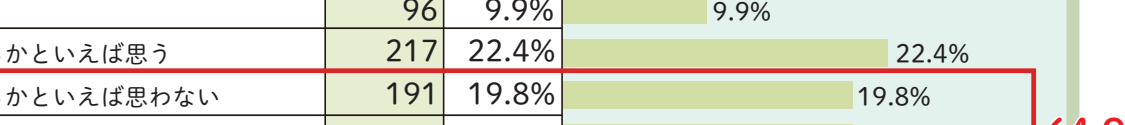

(4) 保護司の充足率

保護司(※1)や篤志(とくし)面接委員(※2)などのボランティア人材にも、人口減少や少子高齢化等の影響から「担い手不足」が見られます。

犯罪をした者等の立ち直りを支援する団体や民間協力者の認知を広げ、市民や事業者のボランティア意識を高める取り組みが必要です。

データ⑤

保護司の充足率

福島市	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
定　数	122	122	122	122	122
現　員	85	87	85	81	78
充足率	69.7%	71.3%	69.7%	66.4%	63.9%

福島県	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
定　数	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010
現　員	936	939	942	923	927
充足率	92.7%	93.0%	93.3%	91.4%	91.8%
平均年齢(歳)	65.8	66.1	66.2		

※1「保護司」……犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア
※2「篤志面接委員」…矯正施設(刑務所、少年院など)に収容されている人々の改善更生と社会復帰を支援するため、面接や指導、教育を行う民間ボランティア

❸ 基本理念・基本目標・基本方針

地域福祉計画の基本理念、基本目標及び基本方針をもって、この計画の基本理念等とします。

❹ 重点課題

（1）再犯防止に関する市民の理解促進

令和６年度に実施した地域福祉計画の市民アンケート調査結果から、再犯防止に関し市民の理解が進んでいるとは言い難い状況にあります。

今後、犯罪や非行から立ち直りを決意した者も受け入れられる、包摂性に富んだ地域社会づくりを進めるためにも、市民の理解促進に取り組む必要があります。



社会を明るくする運動懸垂幕の設置
（市役所庁舎棟）



社会を明るくする運動標語展示
（市民センター）



福島刑務所・出張矯正展への協力
（市民センター）



福島保護観察所・出前講座への協力
（市民センター）

（2）更生保護団体・関係機関等との多機関連携の強化

更生保護に関係する団体や機関等と日頃から顔の見える関係性を構築し、情報共有に努めるとともに、再犯の防止や複雑な生活課題を抱える犯罪をした者等の立ち直りが図られるよう、多機関での連携を強化する必要があります。

（3）支援対象者への総合的支援の実施

犯罪をした者等の多くは、複雑な生活課題を有し、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があります。

これらの者の自立支援にあたっては、利用可能な既存の各種施策・制度の活用を官民連携により促すとともに、地域福祉計画の「基本目標2 支援を必要とする人を”共に支え合う地域づくり”」を着実に推進していく必要があります。

❺ 取り組み内容

（1）再犯防止に関する市民の理解促進に関すること

①「再犯防止啓発月間（7月）」や「社会を明るくする運動強調月間（7 月）」における、関係団体等と連携した広報・啓発活動の実施
②「矯正展」の開催協力を通じた、再犯防止に関する多面的な啓発活動の展開
③ 街頭補導や「青少年健全育成市民総ぐるみ運動」の実施
④ その他、関係団体等の再犯防止に関する啓発活動への協力

（2）更生保護団体・関係機関等との多機関連携の強化に関すること

① 関係機関・団体との連携強化
② 庁内における福祉関連部門や生活関連部門との連携強化

（3）支援対象者への総合的支援の推進に関すること

① 各福祉分野において属性に捉われない総合的支援を推進
② 生活困窮者自立支援制度を活用した就労支援、住居確保支援等
③ 民生児童委員や地域包括支援センターなどの日常的な相談支援の機会を捉えた、犯罪をした者等に対する福祉的支援の必要性についての理解の促進と動機付け

区　分	取　組　内　容
自　助 （市民）	●地域内で困っている人への声かけ・見守りに心がけます。 ●地域には多様な人々が暮らしていることを理解します。 ●地域内で思いやりをもって互いに認め合い、尊重します。
共　助 （地域）	●地域内での見守りや支え合い活動の活性化に努めます。 ●地域内での犯罪・非行防止に協力します。
公　助 （行政）	●再犯防止に関する市民の理解促進を図ります。 ●関係機関・団体との連携を強化します。 ●犯罪をした者等への総合的支援を推進します。

❻ 推進体制

学識経験者や関係団体、地域団体などで構成されている「福島市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会」において、本施策の推進及び進捗状況について検証等を行い、効果的な事業の推進を図ります。

基本目標 ❸

誰もが“情報共有”できる地域づくり

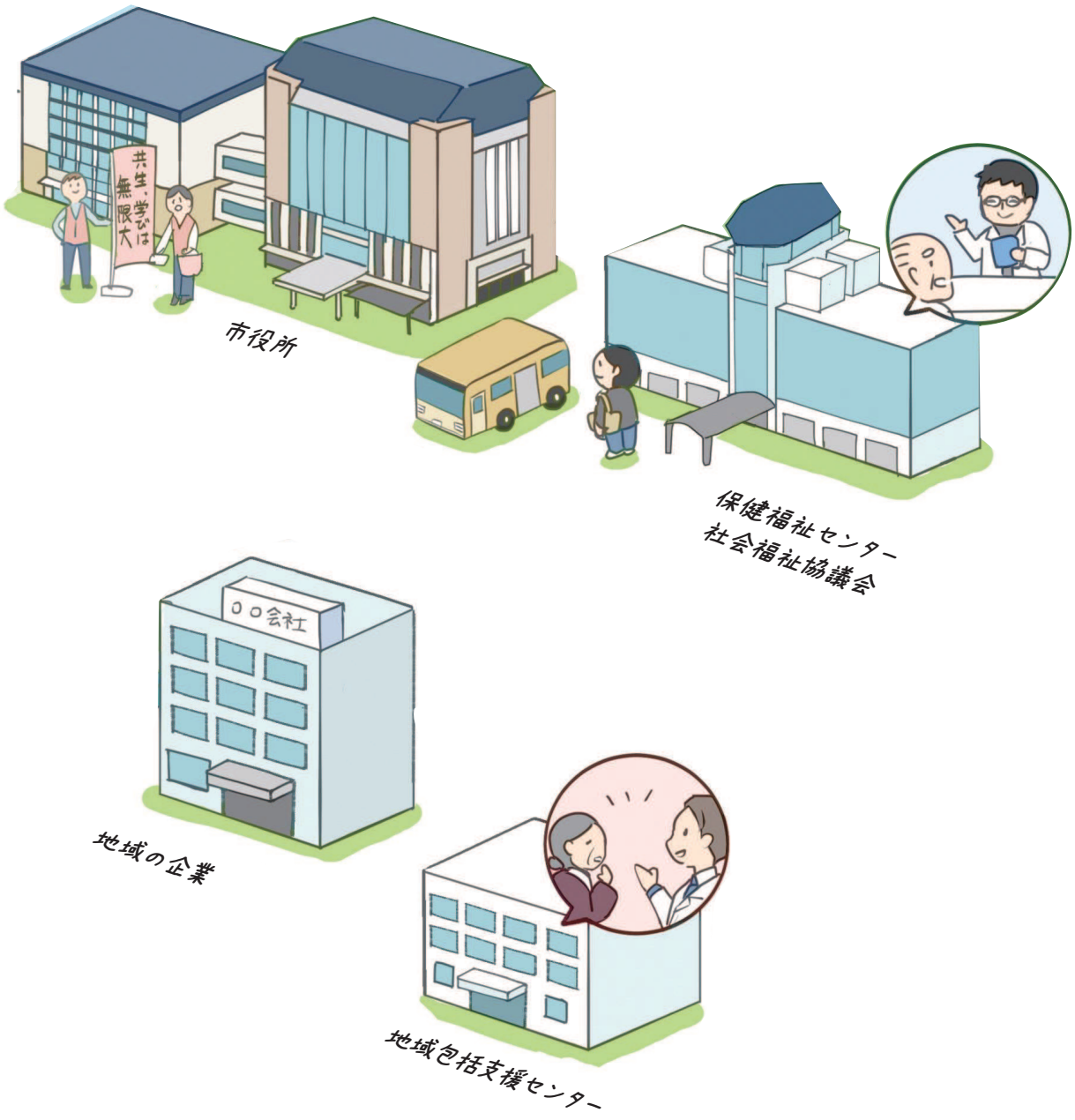

基本目標	誰もが“情報共有”できる地域づくり
基本方針	3−(1)　必要な情報の整備体制づくり
基本施策	**① 情報収集と分析体制の構築**

現状と課題

- 市民との対話や意見交換の機会が限られており、日常的に困難を抱える市民のニーズを十分に把握することが難しい現状があります。
- アンケート調査等を実施する際にも、行政の縦割り構造によって調査対象が限定されてしまい、複数の要因が絡み合う複雑な課題を把握しにくいことが課題となっています。
- 地域や住民の課題が複雑・複合化するなかで、その実態を正確にとらえるためには、必要なデータの収集とそれを的確に読み解く分析体制の構築が不可欠です。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- 何を始めるにしても、現場の声を聞いてから検討して下さい。（40 歳代 女性）
- 少数ですが、私たちは声を上げ続けます。行政はもっともっと私達の現状を知ってほしいです。もっともっと私達の声に耳をかたむけてほしいです。福島市民の 1 人として、色々な人に優しい福島市になってくれるよう願っています。（30 歳代 女性）
- 「わからない」と問題を抱える方が、「わからないし、もういい」とあきらめないで、声をあげて「助けて」と言える環境であってほしいと思います。どんなにか制度やしくみへの理解力が乏しくても、生きて生活していこうと思えるならよい町だなと思います。（10 ～ 20 歳代 女性）

主な取組内容

地域の課題やニーズを把握するため、既存の統計データや収集した情報を整理し、そのデータ等に基づく分析を行うことで具体的な方向性を検討します。また、必要に応じてアンケート調査等を実施します。これにより、複雑・複合化した地域課題を把握し、必要な施策の展開につなげていきます。

区　分	取　組　内　容
自　助 （市民）	●アンケート調査への参加等により、情報提供に努めます。
共　助 （地域）	●地域団体等が主催する調査・イベントに参加し、情報共有や現状分析に取り組みます。
公　助 （行政）	●アンケート調査等を実施し、地域や市民の現状を把握するよう努めます。 ●収集した情報を分析し、効果的に施策に反映させるよう努めます。

基本目標	誰もが“情報共有”できる地域づくり
基本方針	3−(2)　情報提供体制の整備
基本施策	**① 市民に寄り添ったやさしい情報伝達**

現状と課題

- 情報通信技術の急速な進化に伴い、スマートフォン、タブレット端末などの携帯型の情報通信機器や、SNS、クラウドサービスなどの高度なインターネットサービスが幅広く普及したことにより、人々の生活や社会参加活動に大きな影響を与えています。
- 一方で、市民アンケート調査結果から、高齢者を中心に情報通信技術を十分に活用できない方や、自分の生活に必要ないと思っている方などが存在し、現在の高度な情報化がもたらすデジタル社会のメリットを享受できない「情報格差」が生じています。
- デジタル社会のメリットが、担い手不足への対応も含め最大限に発揮できるように、高齢者にもやさしいデジタル化に取り組むとともに、災害時の避難情報や福祉サービスの利用案内など、市民の生命財産や日常生活の維持に不可欠な情報の提供にあたっては、情報格差による不利益が生じないように配慮しながら、市民に寄り添ったやさしい情報伝達に取り組む必要があります。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- どうか、助けが必要な人に行き届く福祉でありますように。（50 歳代 男性）
- 情報弱者にならないよう対策をお願いいたします。（75 歳以上 女性）
- 情報弱者が増える高齢化時代にこそ、よりシンプルで理解されやすいアプローチが必要だと思う。（60 歳代 男性）

主な取組内容

地域住民が安心してデジタル機器やサービスを利用できる環境づくりに社会全体で取り組んでいくとともに、情報伝達にあたっては、適宜、プッシュ型※1やアウトリーチ型※2、オーダーメイド型※3の導入など、市民の属性や特性に応じた情報伝達に取り組みます。

※1「プッシュ型」 ……情報やサービスを積極的に働きかけて提供するアプローチ
※2「アウトリーチ型」……積極的に対象者の居る場所に出向いて必要な情報や支援を届けること
※3「オーダーメイド型」…利用者の状況やニーズに合わせて支援やサービスを提供すること

区　分	取　組　内　容
自　助 （市民）	●自身の良好な生活環境の確保のために、情報収集の習慣化に努めます。 ●情報収集に関する知識や技術の習得に積極的に取り組みます。
共　助 （地域）	●地域の様々なグループ・団体内で、積極的に情報共有を図ります。 ●身近にデジタル機器・サービスに不慣れな方がいたら、助言や相談に努めます。
公　助 （行政）	●住民が求める情報を的確に把握し、適切な情報提供を進めます。 ●地域の担い手（人材）等と十分な情報共有を図ります。 ●高齢者などデジタル技術になじめない方が、身近なところで助け合い・学び合える体制づくりを進めます。

基本目標	誰もが“情報共有”できる地域づくり
基本方針	3−(2)　情報提供体制の整備
基本施策	**② 相談体制の充実と連携**

現状と課題

- ひきこもりや精神疾患、生活困窮などの課題を抱える方の中には、自らは支援の声をあげることができず早期の支援に至らなかったために、抱えている問題が複雑・深刻化しているケースが見られます。
- 解決が困難な状態になる前に、早期に発見して確実に支援につなげていくことが大切であり、受動的な相談支援にとどまらず、支援機関自らが必要な場所に出向いて働きかける能動的なアプローチによる相談支援に関係機関・団体と連携して取り組んでいくことが必要です。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- 「どの様なサービス」が「どこで受けられる」のか「どうしたら受けられる」のかがわからない現状があると思います。困りごとの相談先がわからない、相談しても手続きの複雑さに困惑する。充実した福祉サービスは大切ですが、まずは地域に密着した福祉サービスが必要だと思います。（60歳代 男性）
- 福祉相談が気軽にできるようにしてほしい。（60歳代 男性）

主な取組内容

自ら支援を求めることが難しいケースもあることを念頭に置き、従来の受動的な相談支援にとどまることなく、対象者のいる場所に出向いて必要な情報や支援を届ける「アウトリーチ型」の相談支援や「伴走型※」の相談支援にも積極的に取り組みます。

※「伴走型」…深刻化する「社会的孤立」に対応するため「つながり続けること」を目的とする支援

区　分	取　組　内　容
自　助 （市民）	●困りごとがある場合には、進んで地域の担い手（人材）や相談窓口などに相談します。
共　助 （地域）	●地域で困っている人を見かけたら積極的に声をかけます。 ●地域で助けを求めている人や課題を抱えた人がいた場合、地域の担い手（人材）や相談窓口につなぎます。
公　助 （行政）	●地域住民の生活課題を把握し早期の支援につなげるために、地域の担い手（人材）等と十分な連携を図ります。 ●困難な生活課題を有し自ら支援を求めることが難しい方には、対象者のもとに出向いて必要な情報を継続的に届けるなど、積極的な相談支援を実施します。 ●生活相談、医療相談、福祉相談など、様々な相談に対応できる窓口の整備を図ります。

基本目標	誰もが“情報共有”できる地域づくり
基本方針	3−(3)　誰もがつながるデジタル化の推進
基本施策	**① デジタルコンテンツ活用の促進**

現状と課題

- 市公式ホームページやSNS、アプリなどのデジタルコンテンツによる情報伝達手法は、物理的な制約が少なく、いつでもどこでも利用できる点や大量の情報を引き出しやすいという利点があります。しかしながら、市民アンケート調査結果では、市政情報の収集にデジタルサービスを「（ほとんど・全く）利用していない」と答えた方が5割を超えるなど、デジタルコンテンツ活用に対する需要が低い傾向にあります。
- デジタルコンテンツを利用してもらうためには、利用者にとってより使いやすく、見やすい情報伝達を心がけ、利便性を向上させることが重要となります。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- 今回のアンケートで、市がデジタルにより情報発信しているアプリがあることを知った。これまでどのような分野でどのようなアプリがあるのかを知らなかった。（30歳代 女性）
- （市のホームページは）分かりづらい、見づらい。（50歳代 女性）

主な取組内容

年齢、性別、障がいの有無などに関わらず、誰でも利用できる状況（アクセシビリティ）や使いやすい環境（ユーザビリティ）を整備するなど、様々な属性の利用を前提としたデジタルコンテンツを整え、利便性を高めることで、活用促進に取り組みます。

区　分	取　組　内　容
自　助 （市民）	●様々なデジタルコンテンツを積極的に活用します。
共　助 （地域）	●支援が必要な地域の方に、市がデジタル情報で発信している市政情報の紹介に努めます。 ●デジタルコンテンツを活用する際は、アクセシビリティやユーザビリティに配慮し、市民の利便性を意識した情報伝達を行います。
公　助 （行政）	●市の公式ホームページ、SNS、アプリなどのデジタルコンテンツを活用した情報伝達手法について利用普及を図ります。 ●「UI（ユーザーインターフェース）／UX（ユーザーエクスペリエンス）※」の改善を進め、利用者にとって使いやすいデジタルコンテンツの整備に努めます。 ※「UI」…WEBサイトの見やすさ、使いやすさ 「UX」…ユーザーがコンテンツ等に触れて得られる体験 ●民間事業者等が提供するデジタルコンテンツとも積極的に連携し、情報の高付加価値化を図ります。

※「情報リテラシー」…情報活用能力

基本目標	誰もが“情報共有”できる地域づくり
基本方針	3−(3)　誰もがつながるデジタル化の推進
基本施策	② 情報リテラシー（※）の向上

現状と課題

- 市民アンケート調査結果では、市政情報の収集にデジタルサービスを利用していない理由として「どのように使えばよいかわからない」と答えた方が3割を超えています。
- 「以前使おうとした、もしくは使ってみたことがあるが、うまく使えなかった」「個人情報の漏洩や詐欺被害など、トラブルに遭うのではないかと不安」と答えた方も一定数存在します。
- 情報活用能力に長けていない方に対し、情報通信機器の操作スキルを単純に向上させるだけではなく、情報を正しく理解・活用し、デジタル利用の際の様々なリスクを回避できる知識なども身に着けることで、生活の質の向上や健康増進、社会参加活動の促進などにつなげていくことが求められます。

市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- インターネットが苦手。（75歳以上 女性）
- 市政情報が何かわからない。（30歳代 女性）
- デジタル情報について、そもそもどんなものがあるか知らない。（30歳代 男性）

主な取組内容

身近な場所で、または身近な人から、スマートフォン等の情報通信機器の利用方法を学ぶことのできるサポート体制の整備や情報通信機器の活用促進に取り組みます。

区　分	取　組　内　容
自　助 （市民）	●デジタルサービスの有効性やリスクについて情報収集に努めます。 ●デジタルサービスを積極的に活用します。 ●情報リテラシーの向上に努めます。
共　助 （地域）	●地域の催しや行事、活動において、デジタル技術の活用を図ります。 ●情報通信機器の操作に不慣れな地域の方への支援に努めます。
公　助 （行政）	●デジタル手続きの難易度に応じて、デジタル活用が不慣れな方向けの相談窓口や操作に関する支援を行います。 ●デジタル活用に関する各種講座を開催します。 ●民間事業者等と連携して市民の情報リテラシーの向上を図ります。

資料編

❶ 計画の策定経過

年月日	項　目
令和６年５月31日	令和６年度　第１回　地域福祉専門分科会
令和６年７月29日	令和６年度　第２回　地域福祉専門分科会
令和６年11月８日	令和６年度　第３回　地域福祉専門分科会
令和６年10月31日 ～11月20日	市民アンケート調査の実施
令和７年１月31日	令和６年度　第４回　地域福祉専門分科会
令和７年２月28日	令和６年度　第５回　地域福祉専門分科会
令和７年７月２日	令和７年度　第１回　地域福祉専門分科会
令和７年８月25日	令和７年度　第２回　地域福祉専門分科会
令和７年10月27日	令和７年度　第３回　地域福祉専門分科会
令和８年10月29日	令和８年度　第１回　地域福祉専門分科会
令和８年11月26日 ～12月25日	パブリック・コメントの実施
令和９年〇月〇日	令和８年度　第２回　地域福祉専門分科会

❷ 福島市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会委員名簿

No.	氏　名	役　職	選出団体及び役職
1	遠藤　寿海	会　　長	福島学院大学　教授
2	安部　正夫	職務代理者	福島市民生児童委員会長連絡会　会長
3	佐藤　守※ 紺野　幸一※		福島市町内会連合会　会長 福島市町内会連合会　幹事
4	菅野　美智子		福島市手をつなぐ親の会　事務局長
5	鈴木　泰雄		福島市老人クラブ連合会　会長
6	髙橋　久美子		福島市地域包括支援センター連絡協議会
7	武田　淑子		福島市ボランティア連絡協議会　副会長
8	立花　由里子		福島商工会議所
9	山田　和江		福島市学童クラブ連絡協議会　会長
10	佐藤　愛花		福島学院大学　学生

※「佐藤守」氏は令和７年３月31日付け退任。後任に「紺野幸一」氏が令和７年４月１日付け就任。



❸ 庁内策定委員会（定例部長会議）

❹ 庁内策定委員会幹事会（次長等連絡調整会議）

❺ 庁内ワーキンググループ

【健康福祉部】　生活福祉課　障がい福祉課　長寿福祉課　介護保険課
保健総務課　健康づくり推進課　共生社会推進課（事務局）
【こども未来部】　こども政策課　こども家庭課　幼保企画課　幼保支援課

◆ 関連資料

関連する本市の計画や、各種統計データが確認できる参照先を掲載したページです。

1. 第7次福島市総合計画（p4）

URL
アドレス

2. 具体的施策（福祉分野）（p4）

福島市高齢者いきいきプラン

URL
アドレス

福島市高齢者福祉計画

URL
アドレス

福島市介護保険事業計画

URL
アドレス

福島市障がい者計画

URL
アドレス

福島市障がい福祉計画

URL
アドレス

福島市障がい児福祉計画

URL
アドレス

福島市こども計画

URL
アドレス

福島市自殺対策計画

URL
アドレス

3. その他関連各種計画（生活関連分野）（p4）

福島市地域防災計画

URL アドレス

第11次福島市交通安全計画

URL アドレス

男女共同参画ふくしまプラン

URL アドレス

福島市住宅マスタープラン

URL アドレス

福島市消費生活基本計画（福島市消費者教育推進計画）

URL アドレス

福島市教育振興基本計画

URL アドレス

福島市農業・農村振興計画

URL アドレス

福島市国土強靱化地域計画

URL アドレス

福島市文化振興計画

URL アドレス

福島市一般廃棄物処理基本計画

URL アドレス

福島市地域公共交通計画

URL アドレス

福島市生涯学習振興計画

URL アドレス

福島市子ども読書活動推進計画

URL アドレス

新たな産業未来ビジョンふくしま

URL アドレス

各地区のふくしま共創のまちづくり計画

URL
アドレス



共創のまちづくり推進指針

URL
アドレス



福島市都市マスタープラン

URL
アドレス



福島市DX推進計画

URL
アドレス



4. ふくしまし健康づくりプラン（p4）

URL
アドレス



5. 福島市地域福祉活動計画（p4）

URL
アドレス



6. 各種統計データ

福島市データブック（p8他）

URL
アドレス



国勢調査（p9他）

URL
アドレス



就業構造基本調査結果（p12）

URL
アドレス



福島県統計データ（p14）

URL
アドレス




MANNANAKA CITY
2027 FUKUSHI
ふくし
まんなか
CITY